

事業場下水の手引

川崎市

目 次

はじめに

1 公共下水道の使用に伴う法令の規定	1
(1) 水質規制と除害施設の設置	1
① 直罰制度による水質規制（法第 12 条の 2、条例第 8 条）	1
② 除害施設の設置（法第 12 条、法第 12 条の 11、条例第 8 条の 2）	1
表－1 公共下水道への下水の排除規制	2
表－2－1 公共下水道への下水の排除基準表（入江崎処理区）	3
表－2－2 公共下水道への下水の排除基準表（加瀬処理区）	4
表－2－3 公共下水道への下水の排除基準表（等々力・麻生処理区）	5
表－3－1 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表 （窒素含有量、磷含有量に関する業種別暫定基準）	6
表－3－2 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表 （ほう素及びその化合物、ふつ素及び その化合物に関する業種別暫定基準）	7
表－3－3 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令 附則別表 （亜鉛及びその化合物に関する業種別暫定基準）	8
表－3－4 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表 （六価クロム化合物に関する業種別暫定基準）	8
表－4－1 水質汚濁防止法施行令 別表第 1	10
表－4－2 ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第 2	15
(2) 届出事項	16
① 特定事業場が行う届出	16
② 特定事業場以外の事業場が行う届出等	16
表－5－1 届出関係一覧表（特定事業場）	16
表－5－2 届出関係一覧表（特定事業場以外の事業場）	17
表－6－1 事業場の種類別届出事項	18
表－6－2 特定施設設置届出及び特定施設の構造等変更届出の手順	19
表－6－3 除害施設新設・増設・改築計画確認申請の手順	20
(3) 計画変更命令（法第 12 条の 5）	21
(4) 事故時の措置（法第 12 条の 9）	21
(5) 水質測定義務等（法第 12 条の 12、条例第 8 条の 3）	21
表－7 下水の水質測定回数	22
(6) 改善命令等（法第 37 条の 2）	23
(7) 監督処分等（法第 38 条）	23
(8) 報告（法第 39 条の 2）	23

(9) 罰則（法第 44 条～51 条、条例第 36 条、条例第 38 条）	24
表－８－１ 法による罰則	24
表－８－２ 条例による罰則	25
(10) 水質規制の分類	26
2 届出書類の記入例及び記入上の注意	27
(1) 公共下水道使用開始（変更）届	28
事業場排水調査票	30
(2) 公共下水道使用開始届	32
(3) 特定施設設置届出書	34
(4) 特定施設使用届出書	36
(5) 特定施設の構造等変更届出書	38
別紙（１）特定施設の構造	40
別紙（２）特定施設の使用の方法	42
別紙（３）汚水の処理の方法	45
別紙（４）下水の量及び水質	51
別紙（５）用水及び排水の系統	52
別紙（６）参考事項	53
届出別紙の添付書類一覧	54
添付図－１ 特定施設の配置図の例	55
添付図－２ 事業場の平面図の例	56
添付図－３ 汚水の処理施設配置図の例	57
添付図－４ 汚水の処理工程図の例	58
添付表－１ 特定施設を含む操業の系統の例	59
添付表－２ 用排水のバランスシート	60
(6) 氏名変更等届出書	62
(7) 特定施設使用廃止届出書	64
(8) 承継届出書	66
(9) 除害施設新設・増設・改築計画確認申請書	68
(10) 除害施設工事完成届	70
(11) 除害施設等維持管理報告書	72
3 その他	77
(1) 除害施設の設置に伴う資金融資制度	77
(2) わがまち特例による下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	77
参考資料 水質項目別の排出源と下水道への影響	78

はじめに

公共下水道は、清潔で住みよい街づくりに欠くことのできない施設です。雨水を排除し浸水から地域を守ると共に、家庭や事業場からの下水を下水処理場で処理することにより、河川や海の水質汚濁防止にも役立っています。

事業場下水の中には、公共下水道施設の腐食・損傷、悪臭及び有害なガスの発生、下水処理場の処理機能の阻害等の原因となるものがあります。これらの弊害を防止するために、公共下水道に排除することのできる事業場下水の水質基準（排除基準）が定められています。排除基準を超える事業場下水は下水道法及び川崎市下水道条例により除害施設を設置するなどし、排除基準以下の水質とするよう義務付けられています。

この手引書は、事業場が公共下水道を使用するにあたり適用される法令、届出書類、届出の手續及び排除基準等を取りまとめたものです。

令和7年2月

1 公共下水道の使用に伴う法令の規定

工場又は事業場（以下「事業場」という。）が公共下水道を使用するにあたり、公共下水道の機能及び構造の保全並びに下水処理場からの排水を排水基準以下とし公共用水域の保全に努めるために、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び川崎市下水道条例（昭和 36 年条例第 18 号。以下「条例」という。）による規制が設けられています。

(1) 水質規制と除害施設の設置

事業場は、一定の良好な下水を公共下水道に排除することが定められ、水質の悪い下水（以下「悪質下水」という。）を排除すると罰則を受けることがあります。また、上下水道事業管理者は除害施設の設置等を命じることができます。特に、特定施設（表－４－１、表－４－２（P10～15）参照）を設置する事業場（以下「特定事業場」という。）は、悪質下水を排除する可能性の高い事業場として厳しい水質規制を受けています。

① 直罰制度による水質規制（法第 12 条の 2、条例第 8 条）

直罰制度は一定の排除基準を超えた下水を排除すると、その行為が罰則の対象となるもので、対象事業場は特定事業場に限られています。

また、直罰対象となる項目は特定事業場が排除する下水量で異なりますが、表－１（P2）の○印の項目で、その排除基準は表－２－１～表－２－３（P3～5）のとおりです。

② 除害施設の設置（法第 12 条、法第 12 条の 11、条例第 8 条の 2）

表－１（P2）の△印の項目に該当する事業場は、表－２－１～表－２－３（P3～5）の排除基準を超える場合、上下水道事業管理者は、除害施設を設け又は必要な措置を講じるよう命じることができます。

なお、①の直罰による水質規制の適用となる事業場については直罰を免れるために除害施設の設置等が必要となります。

表－１ 公共下水道への下水の排除規制

対象者 対象項目又は物質		下水処理場のある公共下水道の使用者						下水処理場のない 公共下水道の使用者		
		特定施設の設置者				特定施設を 設置していない者				
		水質汚濁防止法		ダイオキシン類対策法						
		50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	
有害物質	カドミウム及びその化合物	○		△		△		－		
	シアン化合物	○		△		△		－		
	有機燐化合物	○		△		△		－		
	鉛及びその化合物	○		△		△		－		
	六価クロム化合物	○		△		△		－		
	砒素及びその化合物	○		△		△		－		
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	○		△		△		－		
	アルキル水銀化合物	○		△		△		－		
	ポリ塩化ビフェニル	○		△		△		－		
	トリクロロエチレン	○		△		△		－		
	テトラクロロエチレン	○		△		△		－		
	ジクロロメタン	○		△		△		－		
	四塩化炭素	○		△		△		－		
	1,2-ジクロロエタン	○		△		△		－		
	1,1-ジクロロエチレン	○		△		△		－		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○		△		△		－		
	1,1,1-トリクロロエタン	○		△		△		－		
	1,1,2-トリクロロエタン	○		△		△		－		
	1,3-ジクロロプロペン	○		△		△		－		
	テトラメチルチオウラムジスルファイド（チラウム）	○		△		△		－		
	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ） -s-トリアジン（シマジン）	○		△		△		－		
	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチル チオカルバート（チオベンカルブ）	○		△		△		－		
	ベンゼン	○		△		△		－		
	セレン及びその化合物	○		△		△		－		
	ほう素及びその化合物	○		△		△		－		
	ふつ素及びその化合物	○		△		△		－		
	1,4-ジオキサン	○		△		△		－		
	ダイオキシン類		△		○		△		－	
その他の項目又は物質	温度		△		△		△		△	
	水素イオン濃度（pH）	○	△		△		△		△	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	○	－		△	－	△	－	－	
	浮遊物質質量（SS）	○	－		△	－	△	－	－	
	ノルマルヘキサン	○	△		△		△		△	
	抽出物質含有量	○	▲	－	▲	－	▲	－	▲	－
	窒素含有量	○	－		△	－	△	－	－	
	燐含有量	○	－		△	－	△	－	－	
	よう素消費量		△		△		△		△	
	フェノール類	○	△		△		△		－	
	銅及びその化合物	○	△		△		△		－	
	亜鉛及びその化合物	○	△		△		△		－	
	鉄及びその化合物（溶解性）	○	△		△		△		－	
	マンガン及びその化合物（溶解性）	○	△		△		△		－	
	クロム及びその化合物	○	△		△		△		－	
	ニッケル及びその化合物		△		△		△		－	
	色汚染度				△				－	
	臭気				△				－	
	備考 1 ○印 直罰適用（下水が表－２－１～表－２－３の基準を超えると刑事罰の対象となります。）									
	2 △印 除害施設設置義務の適用（下水が表－２－１～表－２－３の基準を超える場合、除害施設の設置又は必要な措置をしなければなりません。）									
▲印は排水量500m ³ /日以上の事業場に適用されます。										
3 －印 適用なし										

表－２－１ 公共下水道への下水の排除基準表（入江崎処理区）

R6. 4. 1～

対象者 対象項目又は物質		下水処理場のある公共下水道の使用者						下水処理場のない 公共下水道の使用者		
		特定施設の設置者				特定施設を 設置していない者				
		水質汚濁防止法		ダイオキシン類対策法						
		50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03		0.03		0.03		－		
	シアン化合物	1		1		1		－		
	有機燐化合物	0.2		0.2		0.2		－		
	鉛及びその化合物	0.1		0.1		0.1		－		
	六価クロム化合物	0.2		0.2		0.2		－		
	砒素及びその化合物	0.1		0.1		0.1		－		
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.005		0.005		－		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと		－		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003		0.003		－		
	トリクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		－		
	テトラクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		－		
	ジクロロメタン	0.2		0.2		0.2		－		
	四塩化炭素	0.02		0.02		0.02		－		
	1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04		0.04		－		
	1,1-ジクロロエチレン	1		1		1		－		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4		0.4		－		
	1,1,1-トリクロロエタン	3		3		3		－		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06		0.06		－		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02		0.02		－		
	テトラメチルアンチモニウム（チラウム）	0.06		0.06		0.06		－		
	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ） -s-トリアジン（シマジン）	0.03		0.03		0.03		－		
	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチル チオカルバート（チオベンカルブ）	0.2		0.2		0.2		－		
	ベンゼン	0.1		0.1		0.1		－		
	セレン及びその化合物	0.1		0.1		0.1		－		
	ほう素及びその化合物	230		230		230		－		
	ふつ素及びその化合物	15		15		15		－		
	1,4-ジオキサン	0.5		0.5		0.5		－		
	ダイオキシン類	10		10		10		－		
その他の項目又は物質	温度*	45℃		45℃		45℃		45℃		
	水素イオン濃度（pH）	5～9	5～9	5～9		5～9		5～9		
	生物化学的酸素要求量（BOD）*	600	適用除外	600	適用除外	600	適用除外	－		
	浮遊物質質量（SS）*	600	適用除外	600	適用除外	600	適用除外	－		
	ノルマルヘキサン	5	5	5		5		5		
	抽出物質含有量	30	**10	**10	適用除外	**10	適用除外	**30	適用除外	
	窒素含有量*	240	適用除外	240	適用除外	240	適用除外	－		
	燐含有量*	32	適用除外	32	適用除外	32	適用除外	－		
	よう素消費量*	220		220		220		220		
	フェノール類	0.5	0.5	0.5		0.5		－		
	銅及びその化合物	3	3	3		3		－		
	亜鉛及びその化合物	2	2	2		2		－		
	鉄及びその化合物（溶解性）	10	10	10		10		－		
	マンガン及びその化合物（溶解性）	1	1	1		1		－		
	クロム及びその化合物	2	2	2		2		－		
	ニッケル及びその化合物	1		1		1		－		
	色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。						－		
	臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。						－		
	備考 1 単位は、温度、pH、色汚染度、臭気、ダイオキシン類（pg-TEQ/L）を除き全てmg/Lです。									
	2 排除基準の読み方。									
① pHは、5を超え9未満										
② *の項目は、表の数値未満										
③ 上記以外は、表の数値以下										
3 太枠内の数値を超えると直罰の対象となりますが、窒素、燐、ほう素、ふつ素、亜鉛、六価クロムについては、業種又は施設により定められた期間内で緩和基準が適用されます。										
（ただし、除害施設の設置基準としての数値は適用されます。）										
4 排除基準値を超える場合、除害施設の設置又は必要な措置をしなければなりません。										
5 **のノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）は、排水量500m ³ /日以上の事業場に適用されます。										

表－２－２ 公共下水道への下水の排除基準表（加瀬処理区）

R6. 4. 1～

対象者 対象項目又は物質		下水処理場のある公共下水道の使用者						下水処理場のない 公共下水道の使用者	
		特定施設の設置者				特定施設を 設置していない者			
		水質汚濁防止法		ダイオキシン類対策法					
		50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03		0.03		0.03		－	
	シアン化合物	1		1		1		－	
	有機燐化合物	0.2		0.2		0.2		－	
	鉛及びその化合物	0.1		0.1		0.1		－	
	六価クロム化合物	0.2		0.2		0.2		－	
	砒素及びその化合物	0.1		0.1		0.1		－	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.005		0.005		－	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと		－	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003		0.003		－	
	トリクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		－	
	テトラクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		－	
	ジクロロメタン	0.2		0.2		0.2		－	
	四塩化炭素	0.02		0.02		0.02		－	
	1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04		0.04		－	
	1,1-ジクロロエチレン	1		1		1		－	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4		0.4		－	
	1,1,1-トリクロロエタン	3		3		3		－	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06		0.06		－	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02		0.02		－	
	テトラメチルアンモニウムサルファイド（チラウム）	0.06		0.06		0.06		－	
	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ） -s-トリアジン（シマジン）	0.03		0.03		0.03		－	
	S-4-クロロベンジル-N,N-ジエチル チオカルバート（チオベンカルブ）	0.2		0.2		0.2		－	
	ベンゼン	0.1		0.1		0.1		－	
	セレン及びその化合物	0.1		0.1		0.1		－	
	ほう素及びその化合物	10		10		10		－	
	ふっ素及びその化合物	8		8		8		－	
	1,4-ジオキサン	0.5		0.5		0.5		－	
	ダイオキシン類	10		10		10		－	
その他の項目又は物質	温度*	45℃		45℃		45℃		45℃	
	水素イオン濃度（pH）	5～9	5～9	5～9		5～9		5～9	
	生物化学的酸素要求量（BOD）＊	600	適用除外	600	適用除外	600	適用除外	－	
	浮遊物質質量（SS）＊	600	適用除外	600	適用除外	600	適用除外	－	
	ノルマルヘキサン	5	5	5		5		5	
	抽出物質含有量	30	**10	適用除外	**10	適用除外	**10	適用除外	**30
	窒素含有量＊	240	適用除外	240	適用除外	240	適用除外	－	
	燐含有量＊	32	適用除外	32	適用除外	32	適用除外	－	
	よう素消費量＊	220	220	220		220		220	
	フェノール類	0.5	0.5	0.5		0.5		－	
	銅及びその化合物	3	3	3		3		－	
	亜鉛及びその化合物	2	2	2		2		－	
	鉄及びその化合物（溶解性）	10	10	10		10		－	
	マンガン及びその化合物（溶解性）	1	1	1		1		－	
	クロム及びその化合物	2	2	2		2		－	
	ニッケル及びその化合物	1	1	1		1		－	
	色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。						－	
	臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。						－	

備考 1 単位は、温度、pH、色汚染度、臭気、ダイオキシン類（pg-TEQ/L）を除き全てmg/Lです。

2 排除基準の読み方。

① pHは、5を超え9未満

② ＊の項目は、表の数値未満

③ 上記以外は、表の数値以下

3 太枠内の数値を超えると直罰の対象となりますが、窒素、燐、ほう素、ふっ素、亜鉛、六価クロムについては、業種又は施設により定められた期間内で緩和基準が適用されます。

（ただし、除害施設の設置基準としての数値は適用されます。）

4 排除基準値を超える場合、除害施設の設置又は必要な措置をしなければなりません。

5 **のノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）は、排水量500m³/日以上の事業場に適用されます。

表－２－３ 公共下水道への下水の排除基準表（等々力・麻生処理区）

R6.4.1～

対象者 対象項目又は物質		下水処理場のある公共下水道の使用者						下水処理場のない 公共下水道の使用者		
		特定施設の設置者				特定施設を 設置していない者				
		水質汚濁防止法		ダイオキシン類対策法						
		50m³/日 以上	50m³/日 未満	50m³/日 以上	50m³/日 未満	50m³/日 以上	50m³/日 未満	50m³/日 以上	50m³/日 未満	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03		0.03		0.03		－		
	シアン化合物	1		1		1		－		
	有機燐化合物	0.2		0.2		0.2		－		
	鉛及びその化合物	0.1		0.1		0.1		－		
	六価クロム化合物	0.2		0.2		0.2		－		
	砒素及びその化合物	0.1		0.1		0.1		－		
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.005		0.005		－		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと		－		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003		0.003		－		
	トリクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		－		
	テトラクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		－		
	ジクロロメタン	0.2		0.2		0.2		－		
	四塩化炭素	0.02		0.02		0.02		－		
	1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04		0.04		－		
	1,1-ジクロロエチレン	1		1		1		－		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4		0.4		－		
	1,1,1-トリクロロエタン	3		3		3		－		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06		0.06		－		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02		0.02		－		
	テトラメチルチオウラム（チラウム）	0.06		0.06		0.06		－		
	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ） -s-トリアジン（シマジン）	0.03		0.03		0.03		－		
	S-4-クロロ-2-ピリジン=N,N-ジエチル チオカルバート（チオベンカルブ）	0.2		0.2		0.2		－		
	ベンゼン	0.1		0.1		0.1		－		
	セレン及びその化合物	0.1		0.1		0.1		－		
	ほう素及びその化合物	10		10		10		－		
	ふっ素及びその化合物	8		8		8		－		
	1,4-ジオキサン	0.5		0.5		0.5		－		
	ダイオキシン類	10		10		10		－		
その他の項目又は物質	温度*	45℃		45℃		45℃		45℃		
	水素イオン濃度（pH）	5～9		5～9		5～9		5～9		
	生物学的酸素要求量（BOD）*	600		適用除外		600		適用除外		
	浮遊物質（SS）*	600		適用除外		600		適用除外		
	ノルマルヘキサン	5		5		5		5		
	抽出物質含有量	30	**5	適用除外	**5	適用除外	**5	適用除外	**30	適用除外
	窒素含有量*	240		適用除外		240		適用除外		
	燐含有量*	32		適用除外		32		適用除外		
	よう素消費量*	220		220		220		220		
	フェノール類	0.5		0.5		0.5		－		
	銅及びその化合物	1[3]	1	1	1	1	1	－		
	亜鉛及びその化合物	1[2]	1	1	1	1	1	－		
	鉄及びその化合物（溶解性）	3[10]	3	3	3	3	3	－		
	マンガン及びその化合物（溶解性）	1		1		1		－		
	クロム及びその化合物	2		2		2		－		
	ニッケル及びその化合物	1		1		1		－		
	色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。							－	
	臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。							－	

- 備考 1 単位は、温度、pH、色汚染度、臭気、ダイオキシン類（pg-TEQ/L）を除き全てmg/Lです。
- 2 排除基準の読み方。
- ① pHは、5を超え9未満
- ② *の項目は、表の数値未満
- ③ 上記以外は、表の数値以下
- 3 太枠内の数値を超えると直罰の対象となりますが、窒素、磷、ほう素、ふつ素、亜鉛、六価クロムについては、業種又は施設により定められた期間内で緩和基準が適用されます。（ただし、除害施設の設置基準としての数値は適用されます。）
- 4 排除基準値を超える場合、除害施設の設置又は必要な措置をしなければなりません。
- 5 []内の数値は、昭和46年10月31日以前に設置した特定事業場（同日以前から建設工事中のものを含む。）に適用されます。
- 6 **のノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）は、排水量500m³/日以上の事業場に適用されます。

表－３－１ 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表（窒素含有量、磷含有量に関する業種別暫定基準）

（令和１０年９月３０日まで適用）

項 目	業 種	許容限度
窒素含有量 (単位 mg/L)	天然ガス鉱業	１６０（日間平均１５０）
	畜産農業（令別表第１第１号の２イに掲げる施設を有するものに限る。）	１３０（日間平均１１０）
	酸化コバルト製造業	２００（日間平均１００）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	４，１００ （日間平均３，１００）
磷含有量 (単位 mg/L)	畜産農業（令別表第１第１号の２イに掲げる施設を有するものに限る。）	２２（日間平均１８）
備考		
１ 別表第２の備考１及び２の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。		
２ この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第２の備考６に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水水に限って適用する。		
３ この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第２の備考７に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水水に限って適用する。		
４ この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第２又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。		
５ この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第２又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、４の規定を準用する。		

表－３－２ 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表（ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物に関する業種別暫定基準）

（令和７年６月３０日まで適用）

有害物質の種類	業 種	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	３０
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	４０
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第２条第１項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１２条の２第１項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）（当分の間適用）	
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	１００
	旅館業（１リットルにつきほう素５００ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）（当分の間適用）	３００
	旅館業（１リットルにつきほう素５００ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）（当分の間適用）	５００
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	１２
	電気めっき業（１日当たりの平均的な排水の量が５０立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	１５
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和４９年政令第３６３号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、１日当たりの平均的な排水の量が５０立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）（当分の間適用）	
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて１日当たりの平均的な排水の量が５０立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）（当分の間適用）	３０
	電気めっき業（１日当たりの平均的な排水の量が５０立方メートル未満であるものに限る。）	４０
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて１日当たりの平均的な排水の量が５０立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）（当分の間適用）	５０

備考		
1	中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の排出基準については、右欄に掲げる許容限度を適用する。	
2	ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。	
	$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$	
	この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム） Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル） Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1日につき立方メートル）	

表－３－３ 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令 附則別表（亜鉛及びその化合物に関する業種別暫定基準）

（令和11年12月10日まで適用）

項 目	業 種	許容限度
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	電気めっき業	4
備考		
中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げる許容限度を適用する。		

表－３－４ 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表（六価クロム化合物に関する業種別暫定基準）

（令和9年3月31日まで適用）

項 目	業 種	許容限度
六価クロム化合物 (単位 mg/L)	電気めっき業	0.5
備考		
中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。		

表－４－１ 水質汚濁防止法施行令 別表第１

番 号	名 称	番 号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設	1 1	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	1 2	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	1 3	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	1 4	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	1 5	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	1 6	麺類製造業の用に供する湯煮施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	1 7	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	1 8	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1 8 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1 8 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
1 0	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	1 9	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
		2 0	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設

番 号	名 称
2 1	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
2 1 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
2 1 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
2 1 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
2 2	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
2 3	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
2 3 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
2 4	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
2 5	削除
2 6	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
2 7	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設

番 号	名 称
2 8	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
2 9	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
3 0	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
3 1	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
3 2	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
3 3	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
3 4	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
3 5	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設

番 号	名 称
3 6	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
3 7	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
3 8	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
3 8 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
3 9	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
4 0	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
4 1	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 脱臭施設
4 2	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
4 3	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

番 号	名 称
4 4	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
4 5	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
4 6	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
4 7	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
4 8	火薬製造業の用に供する洗浄施設
4 9	農薬製造業の用に供する混合施設
5 0	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
5 1	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
5 1 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
5 1 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
5 2	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
5 3	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
5 4	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）

番 号	名 称
5 5	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
5 6	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
5 7	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
5 8	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
5 9	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
6 0	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
6 1	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
6 2	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
6 3	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
6 3 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
6 3 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
6 4	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
6 4 の 2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設

番 号	名 称
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設
6 6	電気めつき施設
6 6 の 2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
6 6 の 3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
6 6 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 7	洗濯業の用に供する洗浄施設
6 8	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
6 8 の 2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
6 9	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
6 9 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場

番 号	名 称
7 0	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
7 0 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
7 1	自動式車両洗浄施設
7 1 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
7 1 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
7 1 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
7 1 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
7 1 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
7 2	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く）
7 3	下水道終末処理施設
7 4	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

備考1 66の3は、下水の排除の制限については適用されません。ただし、温泉法で規定する温泉を利用するものはその限りではありません。

備考2 水質汚濁防止法施行規則
（科学技術に関する研究等を行う事業場）
第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- 一 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 二 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 三 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
- 四 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 五 保健所
- 六 検疫所
- 七 動物検疫所
- 八 植物防疫所
- 九 家畜保健衛生所
- 十 検査業に属する事業場
- 十一 商品検査業に属する事業場
- 十二 臨床検査業に属する事業場
- 十三 犯罪鑑識施設

表－４－２ ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第２

番 号	名 称	番 号	名 称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	17	フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設		
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設		
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設		
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設		
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設		

(2) 届出事項

公共下水道の利用者が届出すべき事項は、次のとおりです。

① 特定事業場が行う届出

表－５－１のとおりですが、この記入例、添付書類については、２ 届出書類の記入例及び記入上の注意（P27）以降を参照してください。

② 特定事業場以外の事業場が行う届出等

表－５－２のとおりですが、この記入例、添付書類については、２ 届出書類の記入例及び記入上の注意（P27）以降を参照してください。

これらの関係については表－６－１（P18）のとおりです。

表－５－１ 届出関係一覧表（特定事業場）

番号	届出書	届出を必要とする場合	届出時期	根拠法令
1	公共下水道 使用開始 (変更) 届	日最大 50m ³ 以上又は水質が、表－２に掲げる基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する場合。また、下水量及び水質を変更しようとする場合も同様です。	あらかじめ	法第 11 条の 2 第 1 項
	公共下水道 使用開始届	特定事業場（上記により届出している場合を除く。）が公共下水道を使用する場合。		法第 11 条の 2 第 2 項
2	特定施設 設置届出書	特定施設を設置する場合。	工事着手の日前 60 日までに届出	法第 12 条の 3 第 1 項
3	特定施設 使用届出書	新たに特定施設が指定された場合、現にその施設を設置している場合。（設置の工事をしている場合を含む。）	特定施設となった日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 3 第 2 項
		特定施設を設置している事業場が、公共下水道を使用することとなった場合。	使用開始日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 3 第 3 項
4	特定施設の 構造等変更 届出書	特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更する場合。	変更に伴う工事 着手の日前 60 日 までに届出	法第 12 条の 4
5	氏名変更等 届出書	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、事業場の名称及び所在地を変更した場合。	変更した日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 7
6	特定施設 使用廃止 届出書	届出を行った特定施設の使用を廃止した場合。	廃止した日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 7
7	承継届出書	特定施設の設置又は使用の届出を行った者から特定施設を譲り受け若しくは借り受け又は相続若しくは合併によってその届出にかかる特定施設を承継した場合。	承継した日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 8 第 3 項

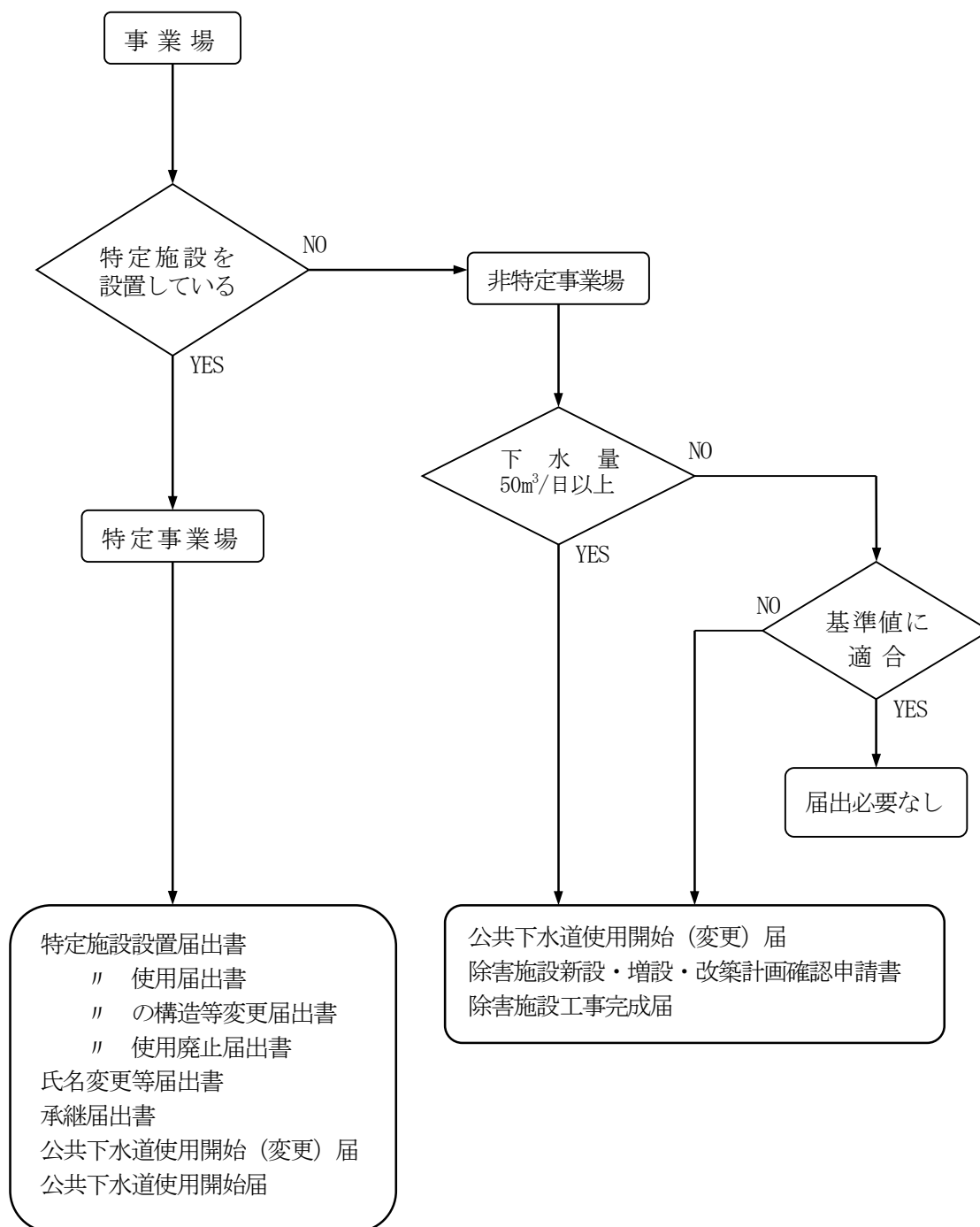
- 注 1 2、4の届出に対しては、下水道法施行規則第11条の規定により受理書を交付します。
- 2 特定施設の設置又は構造等の変更の届出を行った者は、届出が受理された日から60日間の工事着手制限（実施の制限）を受けますが、上下水道事業管理者は届出の内容が適当と認めた場合、下水道法第12条の6第2項に基づき、当該期間を短縮することができます。
- 3 届出書等は、窓口、郵送または「オンライン手続きかわさき」による電子申請で提出してください。窓口及び郵送により提出する場合は正本、写し各一部を提出してください。写しは受理・審査終了後、届出者に返却いたしますので、保管するようお願いいたします。

表－5－2 届出関係一覧表（特定事業場以外の事業場）

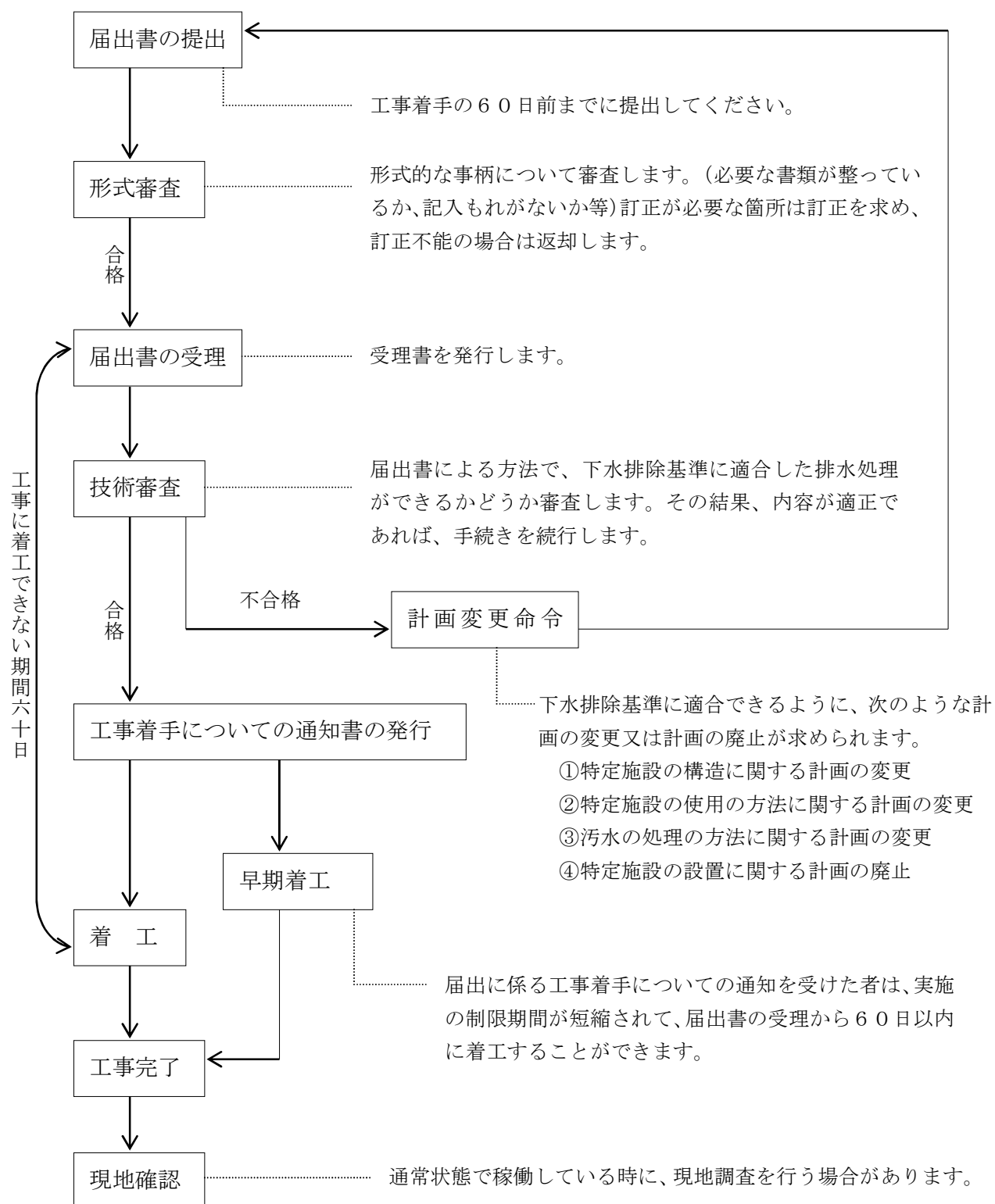
番号	届出書	届出を必要とする場合	届出時期	根拠法令
1	公共下水道 使用開始 (変更) 届	日最大 50m ³ 以上又は水質が、表－2に掲げる基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する場合。また、下水量及び水質を変更しようとする場合も同様です。	あらかじめ	法第11条の2 第1項
2	除害施設 新設・増設・ 改築計画確認 申請書	除害施設の新設、増設又は改築計画について確認を受ける場合。	あらかじめ	条例第5条
3	除害施設 工事完成届	除害施設の工事が完了した場合。	工事の完了した 日から5日以内 に届出	条例第7条 第1項

- 注 1 1の届出、2の申請書には、その事業場の概要を明らかにする図面及び図書等の添付が必要です。
- 2 2の申請書の確認には数日から1週間程度のお時間をいただくことがありますので、工事着手日から逆算し、ある程度時間的余裕を持った申請をお願いいたします。
- 3 3の届出には水質試験成績書（原水（処理前の汚水）、処理水）の添付が必要ですが、工事の完了した日から5日以内の提出が困難な場合は、水質試験成績書のみ後日提出でも構いません。
- 4 除害施設の工事が完了した場合には市職員が完成検査を行い、検査に合格したものについては、条例第7条第2項の規定により除害施設工事検査済証を交付します。
- 5 除害施設の使用を廃止した場合には、「公共下水道使用開始（変更）届」の提出をお願いいたします。
- 6 届出書等は、窓口、郵送または「オンライン手続きかわさき」による電子申請で提出してください。窓口及び郵送により提出する場合は正本、写し各一部を提出してください。写しは受理・審査終了後、届出者に返却いたしますので、保管するようお願いいたします。

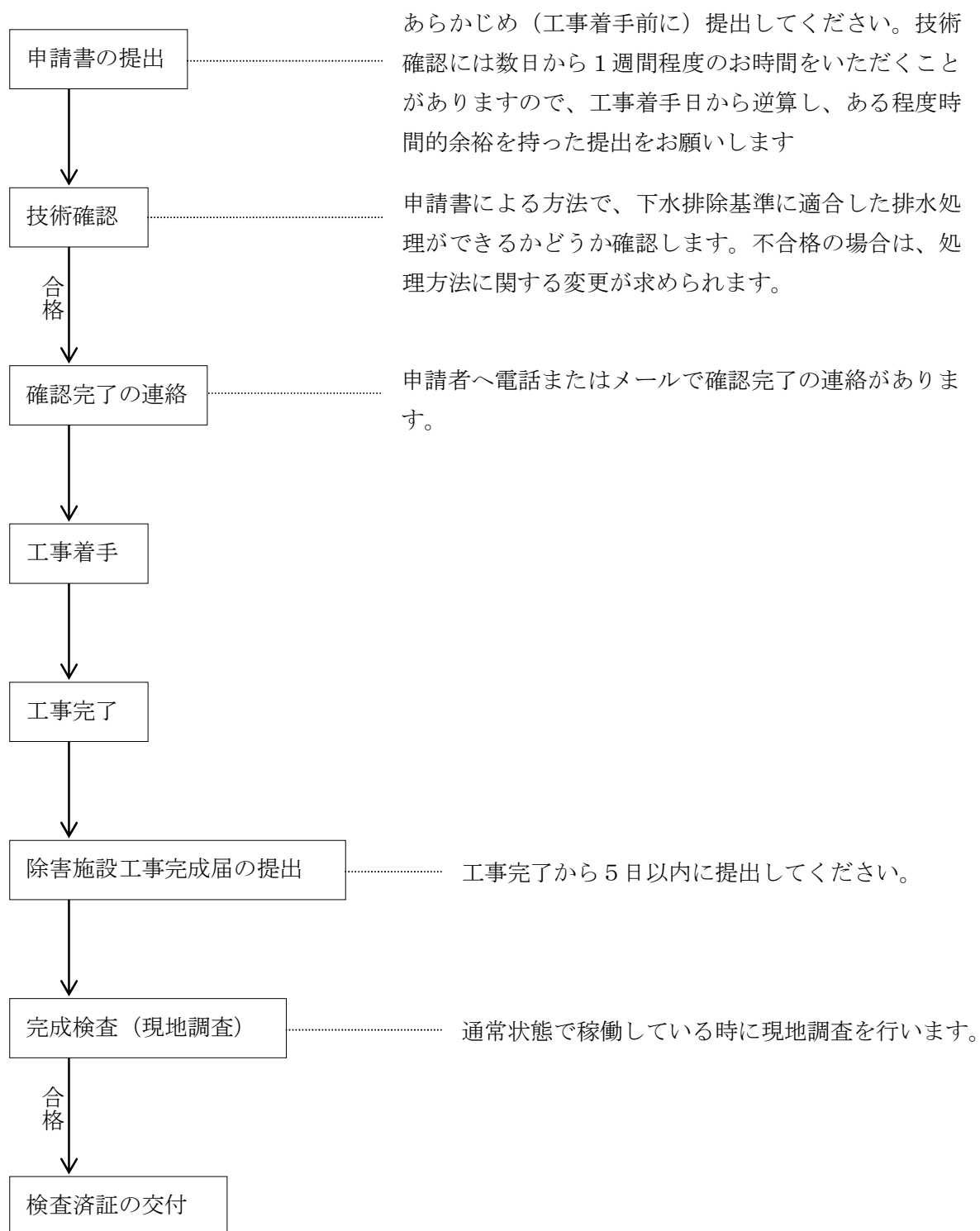
表－6－1 事業場の種類別届出事項



表－６－２ 特定施設設置届出及び特定施設の構造等変更届出の手順



表－６－３ 除害施設新設・増設・改築計画確認申請の手順



(3) 計画変更命令（法第 12 条の 5）

上下水道事業管理者は、特定施設の設置又は構造等の変更の届出に係る特定事業場からの下水が直罰の対象となるような悪質下水であると認める場合、届出が受理された日から 60 日以内に当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができます。

この命令は、事前に下水のチェックをし、届出者に下水の排除基準を遵守させようとするものですが、命令の内容は次のとおりです。

① 特定施設の設置の届出

- (ア) 特定施設の構造
 - (イ) 特定施設の使用の方法
 - (ウ) 汚水等の処理の方法
 - (エ) 特定施設の設置に関する計画の廃止
- } に関する計画の変更

② 特定施設の構造等の変更の届出

- (ア) 特定施設の構造の変更
 - (イ) 特定施設の使用の方法の変更
 - (ウ) 汚水等の処理の方法の変更
 - (エ) 特定施設の構造等の変更に関する計画の廃止
- } に関する計画の変更

(4) 事故時の措置（法第 12 条の 9）

特定施設の設置者は、自然災害等発生原因を問わず、特定事業場内で除害施設等の機能停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道へ流入する事故が発生した場合、下水の排出を防止するための、応急の措置を講じ、速やかに、事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出ることが義務付けられています。

(5) 水質測定義務等（法第 12 条の 12、条例第 8 条の 3）

特定施設又は除害施設の設置者は、公共下水道に排除する下水の水質を表 7（P22）のとおり測定することが義務づけられていますが、管理者（上下水道事業管理者）は、相当の理由があると認めるときは、測定の回数を減ずることができます。

表－7 下水の水質測定回数

対象項目又は物質		測定回数	
カドミウム及びその化合物		14日を超えない排水の期間ごとに1回以上	
シアン化合物			
有機燐化合物			
鉛及びその化合物			
六価クロム化合物			
砒素及びその化合物			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			
アルキル水銀化合物			
ポリ塩化ビフェニル			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン		1月を超えない排水の期間ごとに1回以上	
四塩化炭素			
1，2－ジクロロエタン			
1，1－ジクロロエチレン			
シス－1，2－ジクロロエチレン			
1，1，1－トリクロロエタン			
1，1，2－トリクロロエタン			
1，3－ジクロロプロペン			
テトラメチルチウラムジスルフィド（チウラム）			
2－クロロ－4，6－ビス（エチルアミノ）－s－トリアジン（シマジン）			
S－4－クロロベンジル=N,N－ジエチルチオカルバマート（チオベンカルブ）			
ベンゼン			
セレン及びその化合物			
ほう素及びその化合物			
ふつ素及びその化合物			
1，4－ジオキサン			
ダイオキシン類			1年を超えない排水の期間ごとに1回以上
温度			排水の期間中1日1回以上
水素イオン濃度（pH）			1月を超えない排水の期間ごとに1回以上
生物化学的酸素要求量（BOD）			
浮遊物質（SS）			
ノルマルヘキサン	鉱油物		
抽出物質含有量	動植物油脂類		
窒素含有量			
燐含有量			
沃素消費量			
フェノール類			
銅及びその化合物			
亜鉛及びその化合物			
鉄及びその化合物（溶解性）			
マンガン及びその化合物（溶解性）			
クロム及びその化合物			
ニッケル及びその化合物			
色汚染度			
臭気			
注 1	測定方法	下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に定める検定方法その他管理者が認める検定方法とする。	
2	採取個所	公共下水道の排出口ごと、又は除害施設の排水口ごとに他の排水による影響が及ばない地点で行うこと。	
3	記録保存	測定結果を記録し5年間保存すること。	

(6) 改善命令等（法第 37 条の 2）

上下水道事業管理者は、特定事業場から直罰の対象となるような悪質下水が公共下水道に排除されるおそれがあると認めるときは、その段階で、期限を定めて汚水の処理方法等の改善又は下水の排除の一時停止を命じることができます。

(7) 監督処分等（法第 38 条）

上下水道事業管理者は、法又は法に基づく命令若しくは条例の規定に違反した事業場に対し必要な措置を命じることができます。例えば、悪質下水を排除した場合、この条項に基づき汚水の処理方法等の改善又は下水の排除の一時停止を命じることができます。

なお、この命令は違反の事実がなければ行うことができないのに対し、(6)の命令は違反のおそれがあれば行うことができるところに違いがあります。

(8) 報告（法第 39 条の 2）

特定事業場及び悪質下水を排除する事業場は、上下水道事業管理者が公共下水道の管理に必要と認められる範囲の報告を求めた場合、当該事業場の稼働状況、除害施設の管理状況及び下水の水質についての報告をしなければなりません。

なお、汚水の除害施設等維持管理報告書（P72）はこの報告の徴収に基づくものです。

(9) 罰則（法第 44 条～51 条、条例第 36 条、条例第 38 条）

法及び条例に違反した場合の罰則のうち、事業場下水に関連するものは表－８のとおりです。

表－８－１ 法による罰則

番号	根拠法令	違反内容	罰則内容
1	法第 44 条第 1 項	公共下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者	5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
2	法第 44 条第 2 項	みだりに公共下水道又は都市下水路の施設を操作して下水の排除を妨害した者	2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
3	法第 45 条	計画変更命令、改善命令等又は監督処分等としての命令に違反した者	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
4	法第 46 条 第 1 項第 1 号	公共下水道への排出口においての下水の排除基準違反者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	法第 46 条 第 1 項第 2 号	事故時の措置規定の命令に違反した者	
5	法第 46 条 第 2 項	公共下水道への排出口においての下水の排除基準違反者（過失）	3 月以下の禁錮又は 20 万円以下の罰金
6	法第 47 条の 2	特定施設の設置又は構造等の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
7	法第 49 条第 1 号	公共下水道使用の開始の届出、特定施設の使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20 万円以下の罰金
	法第 49 条第 2 号	実施の制限に違反した者	
	法第 49 条第 3 号	下水の水質の記録をせず、又は虚偽の記録をした者	
	法第 49 条第 4 号	公共下水道管理者による特定施設、除害施設等の検査を拒み、妨げ又は忌避したもの	
	法第 49 条第 5 号	事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
8	法第 51 条	氏名の変更等の届出、特定施設の使用の廃止の届出、特定施設の承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10 万円以下の過料

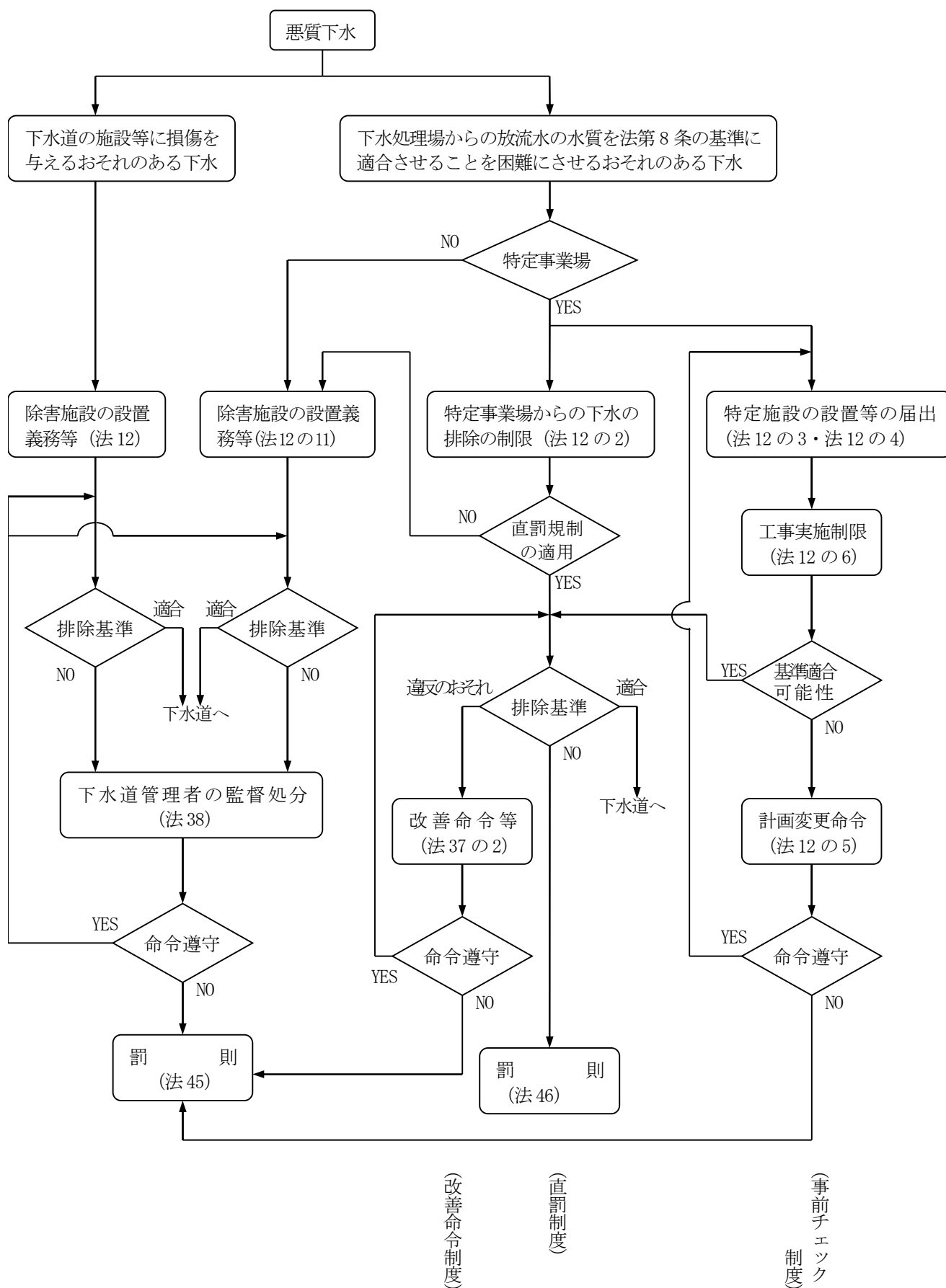
注 1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して 3～7 の違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人も罰せられます。（両罰規定：法第 50 条）

表－８－２ 条例による罰則

番号	根拠法令	違反内容	罰則内容
1	条例第 36 条第 1 号	除害施設新設・増設・改築計画の確認を受けずに 除害施設の工事を行った者	5 万円以下の過料
	条例第 36 条第 3 号	除害施設工事完成の届出を怠った者	
	条例第 36 条第 4 号	下水の水質の記録をせず、又は虚偽の記録をした者	
	条例第 36 条第 14 号	除害施設新設・増設・改築計画確認申請書に不実の 記載をして提出した者	

注 1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に
関して 1 の違反行為をしたときは、行為者のほかその法人又は人も罰せられます。(両罰規定：条例
第 38 条)

(10) 水質規制の分類



2 届出書類の記入例及び記入上の注意

記入にあたっては、次の記入例を参考にしてください。

(1)

様式第四

公共下水道使用開始(変更)届

令和〇年 4 月 1 日

川崎市上下水道事業管理者 殿

申請者

住 所 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話番号 044-200-2111

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名川崎産業 株式会社
代表取締役 川崎 太郎

次のとおり公共下水道の使用を開始(変更)するので届け出ます。

排 除 場 所	川崎 区 宮本 町 丁目 1 番	号地先	排 水 口 数	2
排 出 汚 水 の 水 量 又 は 水 質	水量 水質	月平均 500 立方メートル	日最大 30 立方メートル	下記のとおり
開始(変更)年月日	令和〇年 6 月 1 日			
処 理 方 法	中和法	施 設 名 称	中和処理施設	

記

項目	排水口	No. 1	No. 2			単位
	月量	300 立方メートル	200 立方メートル	立方メートル	立方メートル	
温度						度
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量						mg/L
水素イオン濃度		6.8	7.2			水素指数
生物化学的酸素要求量						mg/L
浮遊物質						mg/L
ノルマルヘキサン	鉱油類					mg/L
抽出物質含有量	動植物油脂類					mg/L
窒素含有量						mg/L
燐含有量						mg/L
沃素消費量						mg/L
カドミウム及びその化合物						mg/L
シアン化合物						mg/L
有機燐化合物						mg/L
鉛及びその化合物						mg/L
六価クロム化合物						mg/L
砒素及びその化合物						mg/L
水銀及びその化合物	水銀その他の水銀化合物					mg/L
アルキル水銀化合物						mg/L
ポリ塩化ビフェニル						mg/L
トリクロロエチレン						mg/L
テトラクロロエチレン						mg/L
ジクロロメタン						mg/L
四塩化炭素						mg/L
1,2-ジクロロエタン						mg/L
1,1-ジクロロエチレン						mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン						mg/L
1,1,1-ジクロロエタン						mg/L
1,1,2-ジクロロエタン						mg/L
1,3-ジクロロプロペン						mg/L
チラウム						mg/L
シマジン						mg/L
チオベンカルブ						mg/L
ベンゼン						mg/L
セレン及びその化合物						mg/L
ほう素及びその化合物						mg/L
ふっ素及びその化合物						mg/L
1,4-ジオキサン						mg/L
フェノール類						mg/L
銅及びその化合物		0.2	0.1			mg/L
亜鉛及びその化合物						mg/L
鉄及びその化合物 (溶解性)						mg/L
マンガン及びその化合物 (溶解性)						mg/L
クロム及びその化合物						mg/L
ダイオキシン類						pg-TEQ/L
※ニッケル及びその化合物						mg/L
摘要	別添のとおり	別添のとおり				

備考 1 ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。

2 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。

3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

記入上の注意

この様式は、使用の「開始」及び「変更」の両方の場合に併用するので該当しない方を抹消してください。

(1) 「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

(2) 「申請者の住所、電話、氏名」

① 法人の場合は、本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

② 申請者が個人にあっては、屋号を含めて記入してください。

③ 申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

(3) 「排除場所」

公共下水道を使用する事業場の所在地を記入してください。

(4) 「排水口数」

公共下水道への排出口の数を記入してください。

(5) 「排出汚水の水量」

過去1年間の平均月量及び日最大量とし、新設の場合は推定量を記入してください。

(6) 「開始（変更）年月日」

使用開始又は変更を行おうとする年月日を記入してください。

(7) 「処理方法」、「施設名称」

水質項目別に処理方法を記入してください。例えば、処理方法は中和法、施設名称は中和処理施設と記入してください。

(8) 「項目」

作業工程において使用する原材料、薬品等から判断して水質項目を定めその分析値または推定値を記入してください。

(9) 「排水口」

公共下水道への排出口の呼称を決め No. 1、No. 2 等と記入してください。

(10) 備考2及び備考3に基づく書類

次の項目について事業場排水調査票（P30）を記入し、必要に応じて添付書類を作成してください。

① 事業場の概要

② 除害施設の計画説明・維持管理計画

事業場排水調査票

事業場の概要図書	事業場名	川崎産業株式会社 かわさきサービスステーション						
	担当者	所属部署	川崎産業株式会社 事業本部			氏名	川崎 太郎	
		電話	044-200-△△△△			Eメール	kawasakitarou@sekiyu.jp	
	事業場所在地	〒210-8577			(事業場の位置) 添付資料1のとおり			
					(事業場の平面図) 添付資料2のとおり			
		川崎市 川崎区 宮本町 丁目 1 番 号地						
	操業時間 (休業日)	9:00~18:00 (火曜日)	資本金	1,000万円	従業員数	5人 (全社 16人)	敷地面積	420 m ²
	操業内容・業種		ガソリンスタンド・小売業			製品名	ガソリン、灯油	
	原材料 (消耗資材を 含む) の種類	(使用原料・薬品等の名称)			(使用量)			
		(使用原料・薬品等の名称)			(使用量)			
(使用原料・薬品等の名称)			(使用量)					
(使用原料・薬品等の名称)			(使用量)					
排水の種類及び量		生活系排水 (1 m ³ /日)			工程系排水 (4 m ³ /日)			

除害施設の計画説明図書・維持管理計画図書	汚水排出施設の概要	施設の名称	手洗い洗車場、整備場、給油所		
		設置位置	添付資料2のとおり	構造図	添付資料3のとおり
		汚水を排出する施設の使用法	添付資料3のとおり		
		汚水の量及び水質	添付資料4のとおり		
	除害施設の概要	施設の名称	油水分離槽		
		設置位置	添付資料2のとおり	構造図	添付資料5のとおり
		運転	00:00~24:00	水質管理	様式第四又は第2号様式に記載した項目
		汚水の処理方法	添付資料6のとおり		
		処理コスト	(使用薬品・材料等の名称) オイル吸着マット		(使用量) 3枚/月
			(使用薬品・材料等の名称)		(使用量)
			(使用薬品・材料等の名称)		(使用量)
			(使用薬品・材料等の名称)		(使用量)
	用水及び排水の系統図		添付資料2のとおり	用水及び排水のバランスシート	添付資料7のとおり
	廃棄物の処理処分方法及び処理コスト		発生する産業廃棄物 ※該当する方に○	(有) / 無	産業廃棄物処理委託契約書(写) のとおり

記入上の注意

(1) 「事業場の概要図書」

① 「従業員数」

届出の対象となっている事業場の従業員数を記入し、本社等がある場合は全従業員数を（ ）内に記入してください。

② 「原材料」

使用する原材料を種類別に記入してください。製品名を記入する場合は、S D S (Safety Data sheet、安全データシート) 等の成分表を添付してください。使用量は、1 日当たりの平均使用量を記入してください。

(2) 「除害施設の計画説明図書・維持管理計画図書」

① 「除害施設の名称」

処理対象汚水、処理機能などから判断し、例えば、中和処理施設、油水分離槽などと記入してください。

② 「運転」

使用時間、運転方法（連続式・間欠式）等を記入してください。

(3) 「添付書類」

次の書類を作成し添付してください。

① 事業場の位置

事業場付近の道路、目印となるもの及び鉄道等を分かりやすく記入してください。

② 事業場の平面図

汚水排出施設や除害施設の位置及び排水口の位置並びに用水・排水の系統を記入し、用水・排水の系統についてはその名称と色分けを行ってください。

③ 汚水排出施設の使用方法及び構造図

④ 汚水排出施設における汚水の量及び水質

作業工程、使用原材料等から判断して該当する項目を定め、その分析値または推定値を記入してください。

⑤ 除害施設の構造図

⑥ 汚水の処理方法

処理の工程図及び概要を記入してください。

⑦ 用水及び排水のバランスシート

※その他、「産業廃棄物処理契約書の写し」、「S D S 等の成分表」等が必要な場合は、添付してください。

(2)

様式第五

公共下水道使用開始届

令和〇年 4月 1日

川崎市上下水道事業管理者 殿

申請者

住 所 川崎市川崎区宮本町 2 番地 電話番号 044-200-2112

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

川崎産業所 株式会社
代表取締役 川崎 一郎

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排 除 場 所	川崎区 宮本町 丁目 2 番 号地先
排 水 口 数	2
開 始 年 月 日	令和〇年 6月 1日
特定施設の種類	6 6 電気めつき施設

備考 「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

記入上の注意

(1) 「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

(2) 「申請者の住所、電話、氏名」

① 法人の場合は、本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入してください。

③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

(3) 「排除場所」

公共下水道を使用する事業場の所在地を記入してください。

(4) 「排水口数」

公共下水道への排出口の数を記入してください。

(5) 「開始年月日」

使用を開始する年月日を記入してください。

(6) 「特定施設の種類」

水質汚濁防止法施行令別表第1(P10～14)及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2(P15)に掲げる特定施設番号及び施設名を記入してください。

※ この届出は、特定事業場が公共下水道を使用するにあたり提出するものですが、この他に特定施設設置届又は特定施設使用届の提出が必要です。

(3)

様式第六

特定施設設置届出書

令和〇年 4月 1日

川崎市上下水道事業管理者 殿

申請者

住 所 川崎市川崎区宮本町2番地 電話番号 044-200-2112

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

川崎産業所 株式会社
代表取締役 川崎 一郎

下水道法第12条の3第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は 事業場の名称	川崎産業所 株式会社 川崎工場	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
工場又は 事業場の所在地	川崎市川崎区宮本町3番地	※施設番号	
		※審査結果	
特定施設の種別	66電気めつき施設	※備考	
△特定施設の構造	別紙(1)のとおり。		
△特定施設の使用の方法	別紙(2)のとおり。		
△汚水の処理の方法	別紙(3)のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙(4)のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙(5)のとおり。		

備考1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

記入上の注意

(1) 「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

(2) 「申請者の住所、電話、氏名」

① 法人の場合は、本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入してください。

③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

(3) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設を設置しようとする事業場の名称及び所在地を記入してください。

(4) 「特定施設の種類」

水質汚濁防止法施行令別表第1(P10～14)及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2(P15)に掲げる特定施設番号及び施設名を記入してください。

(5) 「△特定施設の構造」等

① 「特定施設の構造」 別紙(1) (P40)

② 「特定施設の使用 method」 別紙(2) (P42)

③ 「汚水の処理の方法」 別紙(3) (P45)

④ 「下水の量及び水質」 別紙(4) (P51)

⑤ 「用水及び排水の系統」 別紙(5) (P52)

⑥ 「参考事項」 別紙(6) (P53)

を添付してください。

(4)

様式第七

特定施設使用届出書

令和〇年 4月 1日

川崎市上下水道事業管理者 殿

申請者

住 所 川崎市川崎区宮本町4番地 電話番号 044-200-2113

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

川崎産業所 株式会社
代表取締役 川崎 二郎

{ ~~下水道法第12条の3第2項~~
下水道法第12条の3第3項 } の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	川崎産業所 株式会社 川崎工場	※整 理 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地	川崎市川崎区宮本町5番地	※受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類	6 6 電気めつき施設	※施 設 番 号	
△特 定 施 設 の 構 造	別紙(1)のとおり。	※備 考	
△特定施設の使用の方法	別紙(2)のとおり。		
△汚 水 の 処 理 の 方 法	別紙(3)のとおり。		
△下 水 の 量 及 び 水 質	別紙(4)のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙(5)のとおり。		

備考1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

記入上の注意

(1) 「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

(2) 「申請者の住所、電話、氏名」

① 法人の場合は、本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入してください。

③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

(3) 記入方法は、特定施設設置届と同じですが、公共下水道を使用して新たに事業場の施設が特定施設として追加された場合は、下水道法第12条の3第2項、既に特定施設を設置し、新たに公共下水道に下水を排除する場合は、下水道法第12条の3第3項が適用されるため、該当しない方を抹消してください。

(4) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設を使用する事業場の名称及び所在地を記入してください。

(5) 「特定施設の種類」

水質汚濁防止法施行令別表第1(P10～14)及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2(P15)に掲げる特定施設番号及び施設名を記入してください。

(6) 「△特定施設の構造」等

① 「特定施設の構造」 別紙(1) (P40)

② 「特定施設の使用法」 別紙(2) (P42)

③ 「汚水の処理の方法」 別紙(3) (P45)

④ 「下水の量及び水質」 別紙(4) (P51)

⑤ 「用水及び排水の系統」 別紙(5) (P52)

⑥ 「参考事項」 別紙(6) (P53)

を添付してください。

(5)

様式第八

特定施設の構造等変更届出書

令和〇年 4月 1日

川崎市上下水道事業管理者 殿

申請者

住 所 川崎市川崎区宮本町2番地 電話番号 044-200-2112

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

川崎産業所 株式会社
代表取締役 川崎 一郎

下水道法第12条の4の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は 事業場の名称	川崎産業所 株式会社 川崎工場	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
工場又は 事業場の所在地	川崎市川崎区宮本町3番地	※施設番号	
		※審査結果	
特定施設の種類	66電気めつき施設	※備考	
△特定施設の構造 (特定施設の使用方法、 汚水の処理の方法、 下水の 量及び水質、用水及び排水 の系統)	別紙のとおり。		

備考1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとする。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

記入上の注意

(1) 「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

(2) 「申請者の住所、電話、氏名」

① 法人の場合は、本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入してください。

③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

(3) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設を変更しようとする事業場の名称及び所在地を記入してください。

(4) 「特定施設の種類」

水質汚濁防止法施行令別表第1(P10～14)及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2(P15)に掲げる特定施設番号及び施設名を記入してください。

(5) 「△特定施設の構造」

変更する事項以外は抹消して、構造等変更の概要を作成した上で別紙(1)～(6)(P40～53)に変更前後の内容を記載し、それぞれ添付してください。

1 特定施設の構造

イ．特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置

名 称	型 式	構 造	主 要 寸 法	能 力	備 考
6 6 電気めつき施設			L W H	1,500 個/時間	
①脱脂槽	浸漬式	鉄製ゴム内張	2,000×1,000×1,200	有効容量 2m ³	1 槽
②電解脱脂槽	〃	〃	2,000×1,000×1,200	2m ³	1 〃
③水洗槽	〃	〃	1,000×1,000×1,200	1m ³	10 〃
④酸洗槽	〃	〃	2,000×1,000×1,200	2m ³	1 〃
⑤中和槽	〃	〃	1,000×1,000×1,200	1m ³	1 〃
⑥亜鉛めつき槽	〃	〃	7,450×2,000×1,200	14.9m ³	1 〃
⑦回収槽	〃	〃	1,000×1,000×1,200	1m ³	1 〃
⑧硝酸槽	〃	〃	1,000×1,000×1,200	1m ³	1 〃
⑨ユニクローム槽	〃	〃	1,000×1,000×1,200	1m ³	1 〃
⑩クロメート槽	〃	〃	1,000×1,000×1,200	1m ³	1 〃
⑪湯洗槽	〃	〃	1,000×1,000×1,200	1m ³	1 〃

（配置は、添付第 1 図のとおり。）

記入上の注意

- (1) 「特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置」

① 「名称」

特定施設の番号及び名称（表－４－１及び表－４－２（P10～15）参照）並びに当該特定施設を構成する各種装置を記入してください。

② 「型式」・「構造」・「主要寸法」

特定施設を構成する各種装置別に記入してください。

③ 「能力」

主な製品名、大きさ並びに単位時間あたりに製造又は加工等ができる数量を記入してください。

④ 「備考」

特定施設及び各種装置の数その他必要な事項を記入してください。

※事業場内の特定施設の配置図を添付図－１（P55）として添付してください。

ロ、特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	令和	○年	6月	1日
工事完成予定年月日	令和	○年	6月	30日
使用開始予定年月日	令和	○年	7月	1日

ハ、その他参考事項

業種	金属製品製造業（電気めつき業）
操業開始年月日	昭和40年 10月 1日
公共下水道使用 開始年月日	昭和55年 4月 1日

記入上の注意

- (2) 「特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日」
「年月日」は、特定施設の設置又は特定施設の構造等変更の場合に記入してください。
- (3) 「その他参考事項」
「業種」は、日本標準産業分類による中分類に該当する業種を記入してください。

２ 特 定 施 設 の 使 用 方 法

イ．特定施設の設置場所（添付第 ２ 図のとおり。）

ロ．特定施設を含む操業の系統（添付第 １ 表のとおり。）

ハ．特定施設の使用時間間隔及び１日当たりの使用時間並びにその使用の季節的変動の概要

名 称	使 用 時 間 間 隔	１日当たりの使用時間	季節変動の概要	備 考
６６電気めつき施設	午前 8:00～午後 12:00 午後 1:00～午後 5:00	８時間	7～9 月(夏季)少ない。 3～5 月(春季)多い。	

記入上の注意

(1) 「特定施設の設置場所」

添付図－２（P56）で事業場全体図（平面図）に特定施設・処理を要する排水に関わる施設の設置場所及び事業場汚水と用水の系統を色分けして記入してください。また、汚水及び用水の系統には下水に関連する排水口の位置及び番号又は名称を記入してください。

(2) 「特定施設を含む操業の系統」

添付表－１（P59）に特定施設を含めた原料から製品までの作業工程（フローシート）を記入してください。その場合汚水、用水及び給水の個所を明記してください。

(3) 「特定施設の使用時間間隔及び１日当りの使用時間並びにその使用の季節的変動の概要」

① 「名称」

特定施設の番号及び名称を記入してください。

② 「使用時間間隔」

通常に特定施設を使う時間帯を記入してください。

③ 「１日当りの使用時間」

１日当りに特定施設を使う延べ時間を記入してください。

④ 「季節的変動の概要」

週間、月間、年間等で大きな変動がある場合に記入してください。

⑤ 「備考」

変更届の際は、何が変更になったのかを記入してください。

ニ. 特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

名 称	使用原材料の種類	使 用 方 法	1日当たりの使用量	備 考
6 6 電気めつき施設	塩酸 エースクリーンD	20% 水溶液として酸洗用 20g/L " 脱脂用	10 kg 5 kg	〇〇樹脂製 □□樹脂製、 SDS 別途添付 △△樹脂製、 有害物質に該当
	青化ソーダ	10g/L " 亜鉛めつき用	10 kg	

（参考）特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水を回収委託処理する際の概要

汚 水 の 種 類	汚水量（m ³ /日）	処 理 の 方 法 の 概 要	備 考
めつき濃厚廃水	2 m ³ /月	ポリタンクに入れて自社内に保管後、産業廃棄物処理業者に委託処分 収集運搬業者：(株)産廃 処分業者：(株)産廃センター	産業廃棄物処理委託契約書（写） 別紙のとおり

記入上の注意

(4) 「特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む）の種類、使用方法及び1日当たり使用量」

① 「名称」

特定施設の番号及び名称を記入してください。

② 「使用原材料の種類」

特定施設において使用する原材料を種類別に記入してください。製品名を記入する場合はSDS(Safety Data sheet 安全データシート)等の成分表を添付してください。

③ 「使用方法」

②で列挙した原材料別にその使用濃度及び用途を記入してください。複数の用途があるものについては用途ごとに記入してください。

④ 「1日当たりの使用量」

原材料別に1日当たりの平均使用量を記入してください。

⑤ 「備考」

成分、交換の頻度、有害物質に該当するかどうか等参考事項を記入してください。

(5) 「特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水を回収委託処理する際の概要」

① 「汚水の種類」

特定施設から排出され、回収委託処理する汚水を種類ごとに記入してください。

② 「汚水量」

回収委託処理する汚水量を種類ごとに記入してください。

③ 「処理の方法の概要」

回収委託処理する汚水の種類ごとに、保管方法、収集運搬業者名、処分業者名を記入してください。また産業廃棄物処理委託契約書の写しがあれば添付してください。

ホ. 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質及び水量

特定施設名	水量・水質 汚水量 (m³/日)		水 質																			
			pH		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン 抽出物質(mg/L)				窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		よう素濃度 (mg/L)		フェノール (mg/L)		銅 (mg/L)	
	鉍油類								動物性油類													
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
66 電気めつき施設																						
シアン系	5	7	10.5	11.5																		
クロム系	2	3	3.0	2.5																		
酸・アルカリ系	2	3	4.5	3.0																		

水 質																									
亜鉛 (mg/L)		溶解性鉄 (mg/L)		溶解性 マンガ (mg/L)		クロム (mg/L)		ニッケル (mg/L)		(mg/L)		(mg/L)		カドミウム (mg/L)		シアン (mg/L)		有機リン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
100	200													100	150							30	50		
20	30					30	50																	30	50
10	20																								

水 質																									
水銀 (mg/L)		アルキル 水銀 (mg/L)		ポリ塩化 ビフェニル (mg/L)		トリクロロ エチレン (mg/L)		テトラクロ ロエチレン (mg/L)		ジクロロ メタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロ ロエタン (mg/L)		1,1-ジクロ ロエチレン (mg/L)		シス-1,2-ジ クロエチレン (mg/L)		1,1,1-トリク ロエタン (mg/L)		1,1,2-トリク ロエタン (mg/L)		1,3-ジクロ ロプロペン (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

水 質																											
チラウム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チベンナール (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		ほう素 (mg/L)		ふつ素 (mg/L)		1,4-ジメチル (mg/L)		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)											
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

ヘ. その他の参考事項

記入上の注意

(6) 「特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質及び水量」

① 「特定施設名」

特定施設の番号及び名称（表－４－１及び表－４－２（P10～15）参照）を記入してください。（汚水を系統的に区分して記入してください。）

② 「汚水量」

特定施設からの汚水量を記入してください。

③ 「水質」

作業工程、使用原材料等から判断して該当する項目を定め、その分析値または推定値を記入してください。

3 汚 水 の 処 理 の 方 法

イ．汚水の処理施設（除害施設）の設置場所（添付第 2 図のとおり。）

ロ．汚水の処理施設（除害施設）に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用の開始の予定年月日

工事着手予定年月日	令和 〇年 6月 1日
工事完成予定年月日	令和 〇年 6月 30日
使用開始予定年月日	令和 〇年 7月 1日

ハ．汚水の処理施設（除害施設）の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方法

種 類	型 式	構 造	主 要 寸 法	能力（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	処理の方法	備 考
めっき廃水処理施設 A シアン系原水槽 B シアン系 1 次反応槽 D シアン系 2 次反応槽 F クロム系原水槽 G クロム系還元槽 H 酸アルカリ系原水貯槽 I pH 調整槽 J 沈殿槽	自動連続式	鉄筋コンクリート 耐酸仕上 鉄製塩ビ張	1800×1800×2000 1000×1000×1300 1300×1300×1600 1500×1500×1500 800× 800×1000 1600×1600×2000 1000×1000×1200 2000×2000×3000	10 時間/日 5 m^3 1 m^3 2 m^3 2 m^3 0.5 m^3 4 m^3 1 m^3 9 m^3	酸化分解 還元 中和 薬品沈殿ろ過	詳細は、 別紙仕様書 のとおり。

（配置は添付第 3 図のとおり。）

記入上の注意

- (1) 「汚水の処理施設（除害施設）の設置場所」
添付図ー 2（P56）に記入してください。
- (2) 「汚水の処理施設（除害施設）に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用の開始の予定の予定年月日」
除害施設の新設又は構造等の変更の場合に記入してください。
- (3) 「汚水の処理施設（除害施設）の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方法」
- ① 「種類」
除害施設の名称は処理対象汚水、処理機能などから判断し記入してください。
- ② 「型式」・「構造」・「主要寸法」
除害施設を構成する各種装置別に記入してください。
- ③ 「能力」
設計上の能力 1 日（稼動時間）当りの数値を記入してください。また、槽などは有効容量を記入してください。
- ④ 「処理の方法」
汚水の種類ごとに方法名を記入してください。

ニ．汚水の処理の系統（添付第 4 図のとおり。）

シアン系汚水及びクロム系汚水は別々に処理し、酸・アルカリ系汚水とともに凝集沈殿後、上澄水はろ過・中和して排除する。
沈殿槽の汚泥は脱水機（フィルタープレス）にて処理後、業者委託処分とする。

ホ．汚水の集水及び汚水の処理施設（除害施設）までの導水の方法（添付第 1, 2 図のとおり。）

クロム・シアン及び酸・アルカリ系汚水はそれぞれ塩ビ管により導水する。
特定施設等からオーバーフローした床面汚水はU字溝及び角マスに集水し塩ビ管で導水する。
床面は耐水耐食加工し、地下浸透を防止すると共に、防液堤を設けて系統分離する。

記入上の注意

(4) 「汚水の処理の系統」

処理の概要を記入し、添付図－4（P58）に処理系統を色分けしてください。

(5) 「汚水の集水および汚水の処理施設（除害施設）までの導水の方法」

汚水の集水及び導水の概要を記入し、添付図－2（P56）に系統別に色分けしてください。

へ. 汚水の処理施設（除害施設）の使用時間間隔及び1日当たり使用時間並びにその使用の季節的変動の概要

処理施設（除害施設）の名称	使用時間間隔	1日当たりの使用時間	季節変動の概要	備考
めっき廃水処理施設	8:00～18:00	10時間	7～9月(夏季)少ない。 3～5月(春季)多い。	週4日稼働

ト. 汚水の処理施設（除害施設）において使用する消耗資材の1日当たりの用途別使用量

処理施設（除害施設）の名称	消耗資材名	用途別	1日当たりの使用量	備考
めっき廃水処理施設	次亜塩素酸ソーダ 重亜硫酸ソーダ 苛性ソーダ 消石灰 硫酸 有機高分子凝集剤 (アコフロック 302)	シアン分解用 クロム還元用 pH調整用 " " 凝集用	10 kg 5 " 2 " 2 " 5 " 10 L	使用濃度 5% 使用濃度 10% 使用濃度 5% 使用濃度 10% 使用濃度 5% 〇〇調製

記入上の注意

(6) 「汚水の処理施設（除害施設）の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用の季節的変動の概要」

① 「処理施設（除害施設）の名称」

名称は3 汚水の処理の方法ハ（P45）の種類と同じ名称を記入してください。

② 「使用時間間隔」

除害施設の稼働時間帯を記入してください。間欠式運転の場合はそれぞれの時間帯を記入してください。

③ 「1日当たりの使用時間」

1日当たりの除害施設の延べ運転時間を記入してください。

④ 「備考」

稼働日数を記入してください。

(7) 「汚水の処理施設（除害施設）において使用する消耗資材の1日当たりの用途別使用量」

① 「消耗資材名」

除害施設の稼働に必要な薬品等を記入してください。（電気、上水、ガスは記入不要）

② 「用途別」

消耗資材別に用途を記入してください。1つの資材で複数の用途のあるものについてはそれぞれ記入してください。

③ 「1日当たり使用量」

消耗資材別の使用量を記入してください。

④ 「備考」

消耗資材のメーカー及び薬品の使用濃度を記入してください。

チ. 汚水の処理施設（除害施設）による処理前及び処理後の汚水の水質及び水量

処理施設名 (除害施設名)	水量・水質 汚水量 (m³/日)		処 理 前 水 質																			
			pH		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン 抽出物質(mg/L)				窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		よう素濃度 (mg/L)		フェノール (mg/L)		銅 (mg/L)	
									鉱油類		動物性油類											
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
めっき廃水処理施設																						
シ ア ン 系	5	7	10.5	11.5																		
ク ロ ム 系	2	3	3.0	2.5																		
酸・アルカリ系	2	3	4.5	3.0																		

処 理 前 水 質																									
亜鉛 (mg/L)		溶解性鉄 (mg/L)		溶解性 マンガ (mg/L)		クロム (mg/L)		ニッケル (mg/L)		(mg/L)		(mg/L)		カドミウム (mg/L)		シアン (mg/L)		有機リン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
100	200													100	150							30	50		
20	30					30	50															30	50		
10	20																								

処 理 前 水 質																									
水銀 (mg/L)		アルキル 水銀 (mg/L)		ポリ塩化 ビフェニル (mg/L)		トリクロロ エチレン (mg/L)		テトラクロ ロエチレン (mg/L)		ジクロロ メタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロ ロエタン (mg/L)		1,1-ジクロ ロエチレン (mg/L)		シス-1,2-ジ クロエチレン (mg/L)		1,1,1-トリク ロエタン (mg/L)		1,1,2-トリク ロエタン (mg/L)		1,3-ジクロ ロプロペン (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

処 理 前 水 質																			
チラウム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チベンナブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		ほう素 (mg/L)		ふつ素 (mg/L)		1,4-ジメチル (mg/L)		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

記入上の注意

(8) 「汚水の処理施設（除害施設）による処理前及び処理後の汚水の水質及び水量」

① 「汚水量」

除害施設での処理系統が複数である場合は、その系統ごとに汚水量を記入してください。（この汚水量は除害施設の処理前後の水量のことであり、特定施設からの汚水量とは一致しない場合があります。）

② 「処理前水質」

作業工程、使用原材料等から判断して該当する項目を定め、その分析値または推定値を記入してください。

③ 「処理後水質」

②と同様に記入してください。

水量・水質 処理施設名 (除害施設名)	汚水量 (m³/日)		処 理 後 水 質																			
			pH		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン 抽出物質(mg/L)				窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		よう素濃度 (mg/L)		フェノール (mg/L)		銅 (mg/L)	
									鉍油類		動物性油類											
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
めっき廃水処理施設	9	13	7	5.8 ~ 8.6																		

処 理 後 水 質																									
亜鉛 (mg/L)		溶解性鉄 (mg/L)		溶解性 マンガ (mg/L)		クロム (mg/L)		ニッケル (mg/L)		(mg/L)		(mg/L)		カドミウム (mg/L)		シアン (mg/L)		有機リン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
0.1	<1.0					0.5	<1.0									0.2	<1.0					0.05	<0.5		

処 理 後 水 質																									
水銀 (mg/L)		アルキル 水銀 (mg/L)		ポリ塩化 ビフェニル (mg/L)		トリクロロ エチレン (mg/L)		テトラクロ ロエチレン (mg/L)		ジクロロ メタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロ ロエタン (mg/L)		1,1-ジクロ ロエチレン (mg/L)		シス-1,2-ジ クロエチレン (mg/L)		1,1,1-トリク ロエタン (mg/L)		1,1,2-トリク ロエタン (mg/L)		1,3-ジクロ ロプロペン (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

処 理 後 水 質																											
チラウム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チベンカルブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		ほう素 (mg/L)		ふつ素 (mg/L)		1,4-ジクロロベンゼン (mg/L)		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)											
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

残さの種類	生成量（t/月）	処理方法の概要	備考
脱水汚泥（金属水酸化物）	4 （含水率 80%）	フィルタープレスで脱水した汚泥はポリ袋に詰めて自社内保管後、産業廃棄物処理業者に委託処分 収集運搬業者：㈱産廃 処分業者：㈱産廃センター	産業廃棄物処理委託契約書（写） 別紙のとおり。

(添付第 **2** 図のとおり。)

除害施設建設費	2, 0 0 0万円	内訳	自己資金	1, 0 0 0万円
			公害防止資金	1, 0 0 0万円（川崎市公害防止資金による）

記入上の注意

除害施設から生ずる各種廃棄物を記入してください。この廃棄物は通常汚泥ですが、その他に廃油、廃酸、廃アルカリなどがありますので残さの種類ごとに記入してください。

残さの種類ごとに生成量を記入してください。（除害施設の設計上の能力から判断し、推定量を記入することもできます。）なお、量には必ず水分、油分などの割合をあわせて記入してください。

残さの種類ごとに、保管方法、収集運搬業者名、処分業者名を記入してください。また、産業廃棄物処理委託契約書の写しがあれば添付してください。

除害施設の建設費及び調達資金の内訳を記入してください。

4 下水の量及び水質

イ. 公共下水道への排出口における水量及び水質

排水口別	水量・水質		水 質																	
	汚水量 (m ³ /日)		pH		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン 抽出物質 (mg/L)		窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		酸素消費量 (mg/L)		フェノール (mg/L)		銅 (mg/L)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No. 1 (工程系)	9	13	7	5.8 ~ 8.6																
No. 2 (生活系)	1	1.5																		

水 質																									
亜鉛 (mg/L)		溶解性鉄 (mg/L)		溶解性 マンガ (mg/L)		クロム (mg/L)		ニッケル (mg/L)		(mg/L)		(mg/L)		カドミウム (mg/L)		シアン (mg/L)		有機リン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
0.1	<1.0					0.5	<1.0									0.2	<1.0					0.05	<0.5		

水 質																									
水銀 (mg/L)		アルキル 水銀 (mg/L)		ポリ塩化 ビフェニル (mg/L)		トリクロロ エチレン (mg/L)		テトラクロ ロエチレン (mg/L)		ジクロロ メタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロ ロエタン (mg/L)		1,1-ジクロ ロエチレン (mg/L)		シス-1,2-ジ クロエチレン (mg/L)		1,1,1-トリ クロエタン (mg/L)		1,1,2-トリ クロエタン (mg/L)		1,3-ジクロ ロプロペン (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

水 質																					
チラウム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チオベンカルブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		ほう素 (mg/L)		ふつ素 (mg/L)		1,4-ジクロロベンゼン (mg/L)		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)					
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

ロ. その他の参考事項

記入上の注意

(1) 「公共下水道への排出口における水量及び水質」

① 「排水口別」

排水口は原則として工程系下水と生活系下水に分けて記入してください。

② 「下水水量」

各々の排水口での量であり、同じ排水口に工程系下水と生活系下水が混合する場合、区分して記入してください。

③ 「水質」

排水口ごとの水質を記入してください。(工程系の下水の場合、除害施設の出口の水質と一致しないことがあります。)

別紙（５）

５ 用 水 及 び 排 水 の 系 統

イ．用水及び排水の系統（添付第 ２ 図のとおり。）

用排水のバランスシートは、添付第 ２ 表のとおり。

ロ．用途別用水使用量（単位 m^3 ／日）

水 源 別 用 水 量								
総使用量	公共用水道		その他					海水
	工業用水道	上水道	地表水	伏流水	井戸水	その他	回収水	
１０		１０						

用 途 別 用 水 量					
ボイラー 用水	原料用水	製品処理用 水及び洗浄 用水	冷却用水	温調用水	その他
		９			１

.....
記入上の注意

(1) 「用水及び排水の系統」

添付図ー ２（P56）に用水系と汚水系を色分し、公共下水道へ接続する排出口の位置等を明示し記入してください。

(2) 「用途別用水使用量（単位 m^3 ／日）」

水源別及び用途別水量を各々について通常（日平均）と認められる量を記入してください。

《下水道使用料に関する手続のご案内》

地表水、伏流水、井戸水（地下水）、回収水、海水、雨水利用水、ビル湧水等、水道水・工業用水以外の水源をご利用の方は、その排水をきれいにするための費用として別途下水道使用料がかかります。下水道水質課への届出とは別に、下水道使用料に関する手続を必ず行ってください。

お問い合わせ先：上下水道局サービス推進部営業課（電話 044-200-2872）

別紙（6）

参考事項

資本金	500万円	従業員数	5（8）人
主要製品	自動車部品（めっき製品）	作業時間	午前8時～午後5時
敷地面積	350m ²	建物面積	215m ²
担当部課係 電話	技術係 044-200-2112	担当者	川崎 四郎

付近見取図（案内図）

記入上の注意

- (1) 「従業員数」
届出の対象となっている事業場の従業員数を記入し、本社等がある場合は全従業員数を（ ）内に記入してください。
- (2) 「付近見取り図（案内図）」
事業場の付近の道路、目印となるもの、及び鉄道等をわかりやすく記入してください。

届出別紙の添付書類一覧

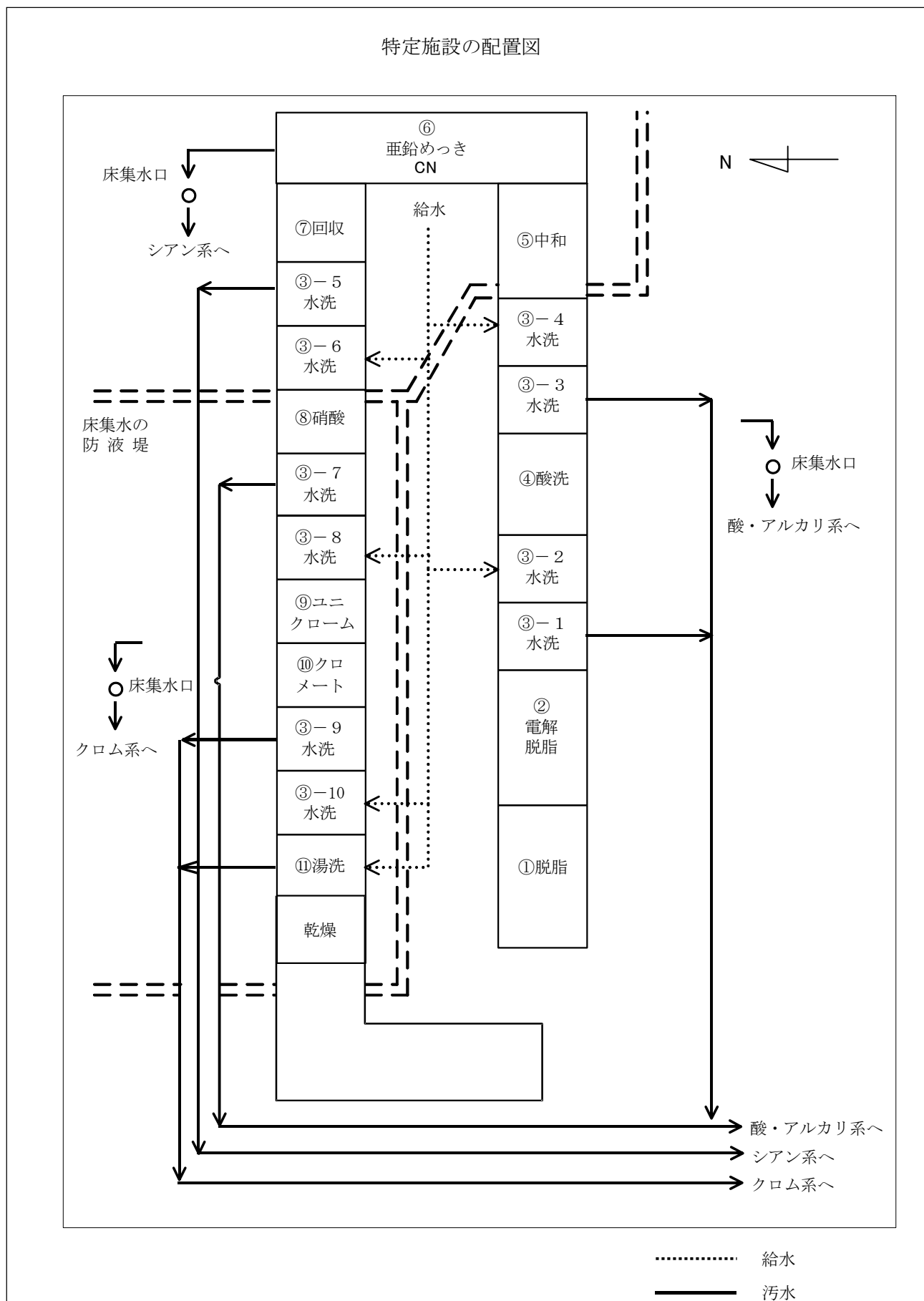
届出別紙に必要な添付書類は、以下のとおりです。

なお、添付書類は、次の記入例を参考にしてください。

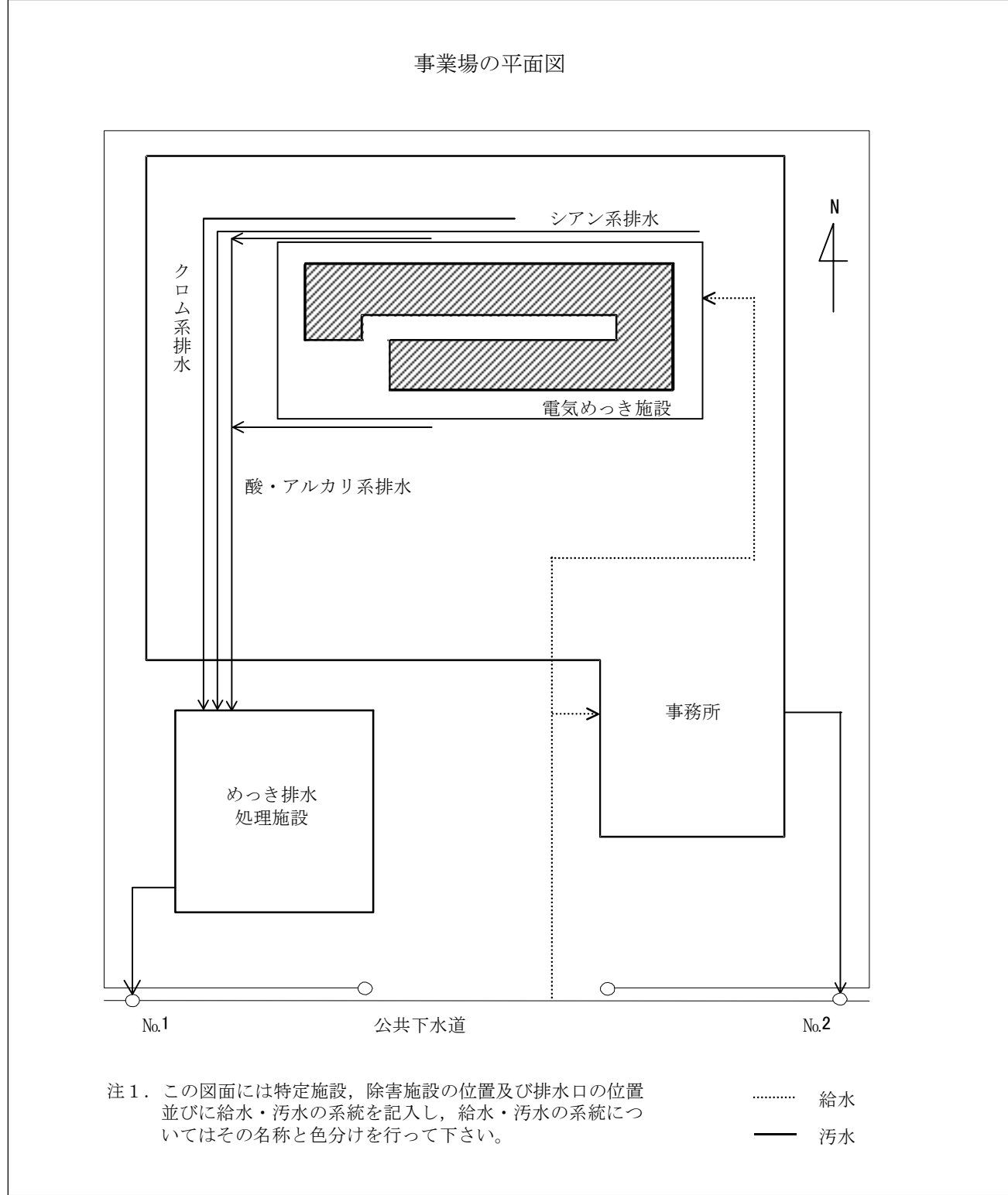
- 特定施設の配置図 (添付図－１の記入例(P55)参照)
- 事業場の平面図 (添付図－２の記入例(P56)参照)
- 汚水の処理施設配置図 (添付図－３の記入例(P57)参照)
- 汚水の処理工程図 (添付図－４の記入例(P58)参照)
- 特定施設を含む操業の系統 (添付表－１の記入例(P59)参照)
- 用排水のバランスシート (添付表－２の記入例(P60)参照)

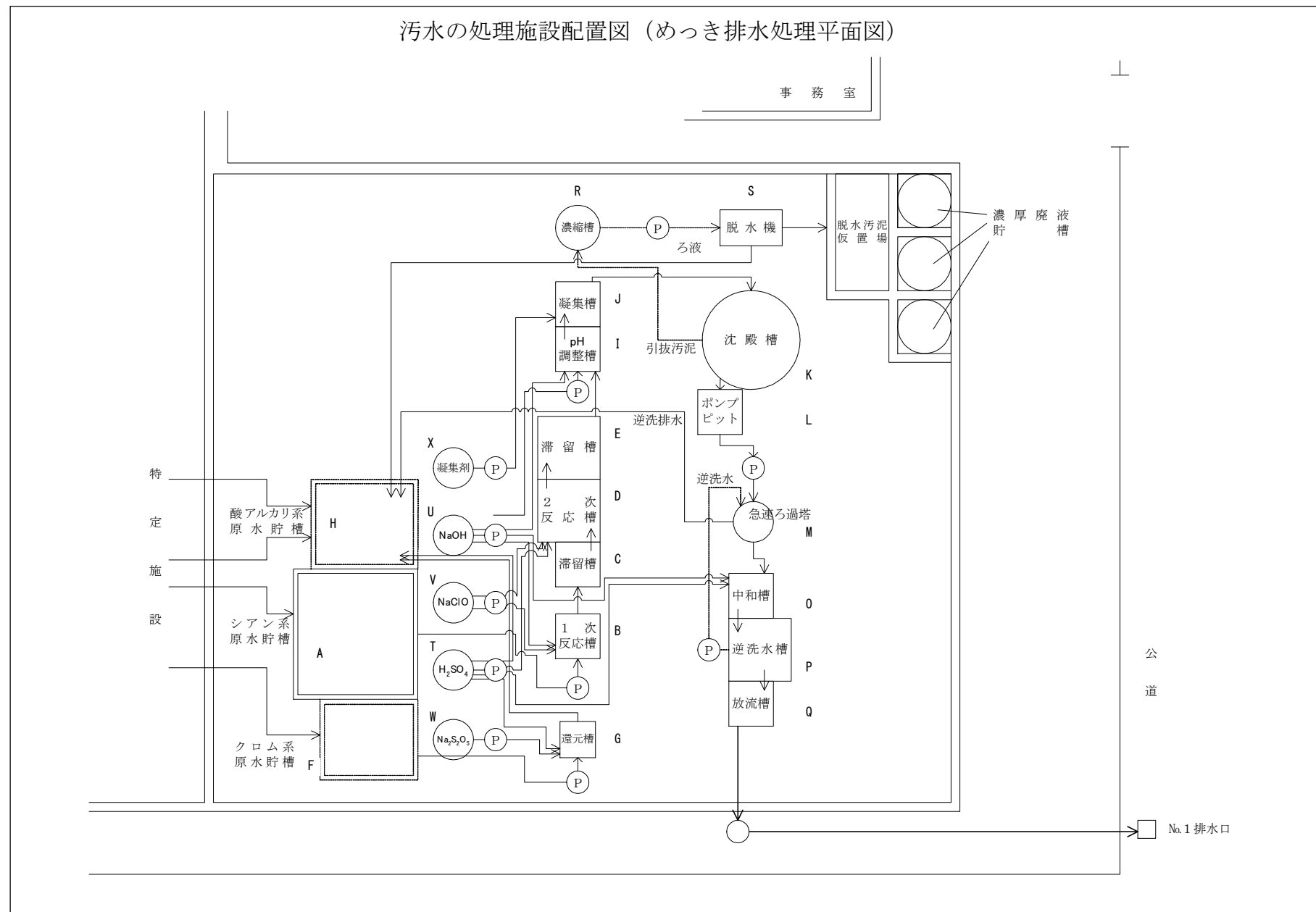
その他、「産業廃棄物処理契約書の写し」、「ＳＤＳ等の成分表」等が必要な場合は、添付してください。
また、届出別紙の記入欄に記入しきれない場合は、図表やカタログ等の添付で対応してください。

添付図－1 特定施設の配置図の例



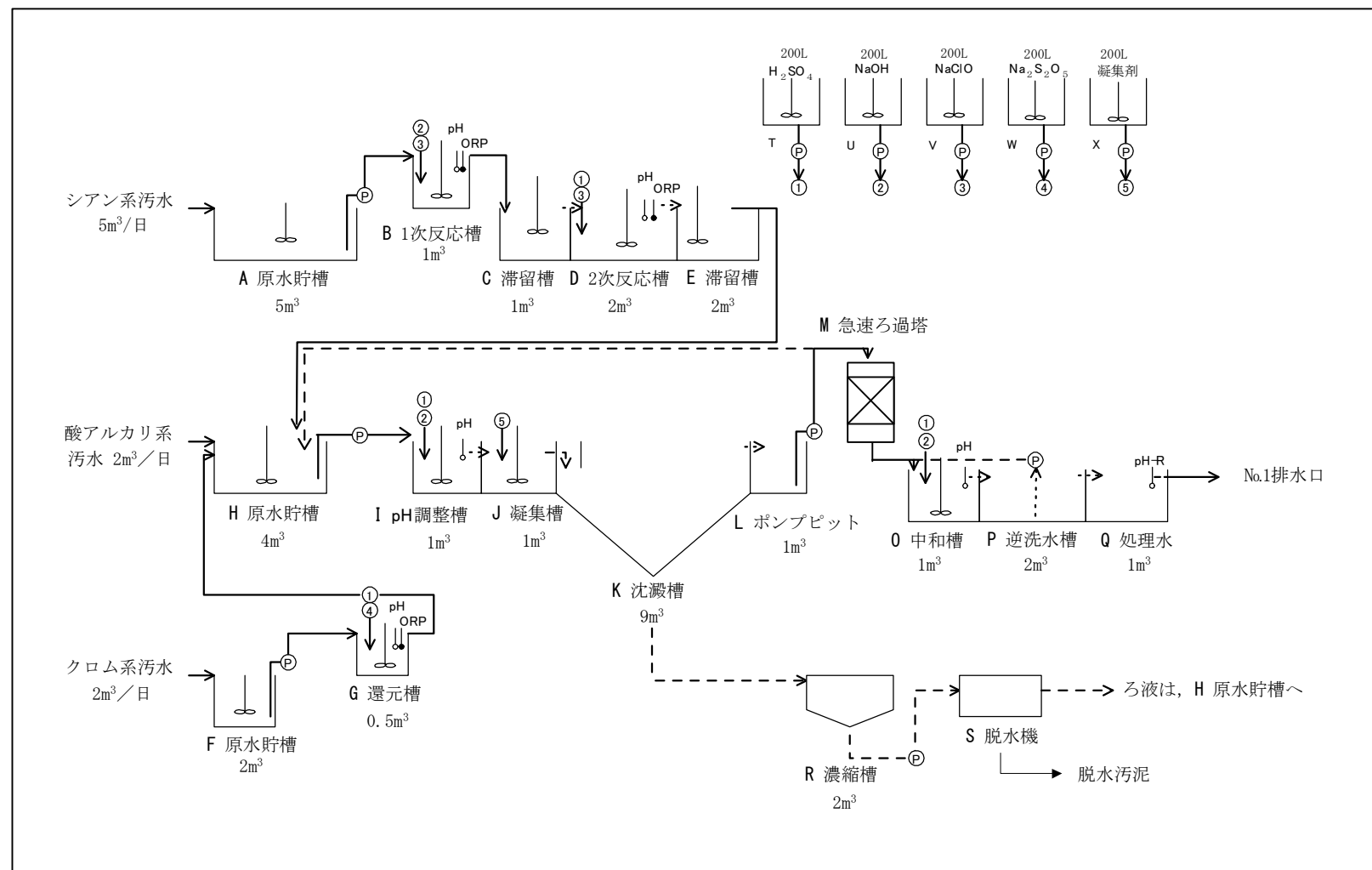
添付図－ 2 事業場の平面図の例



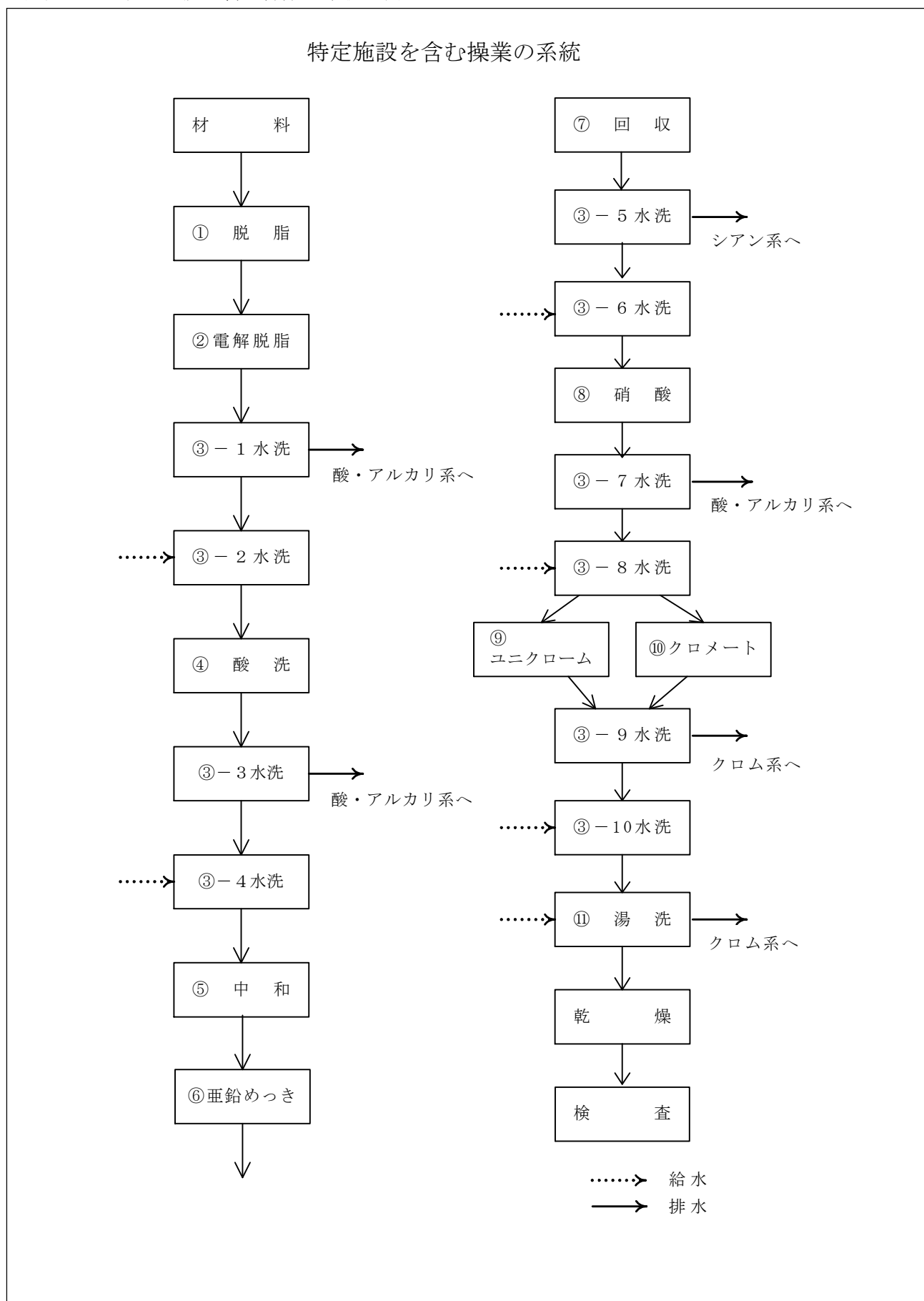


添付図－4 汚水の処理工程図の例

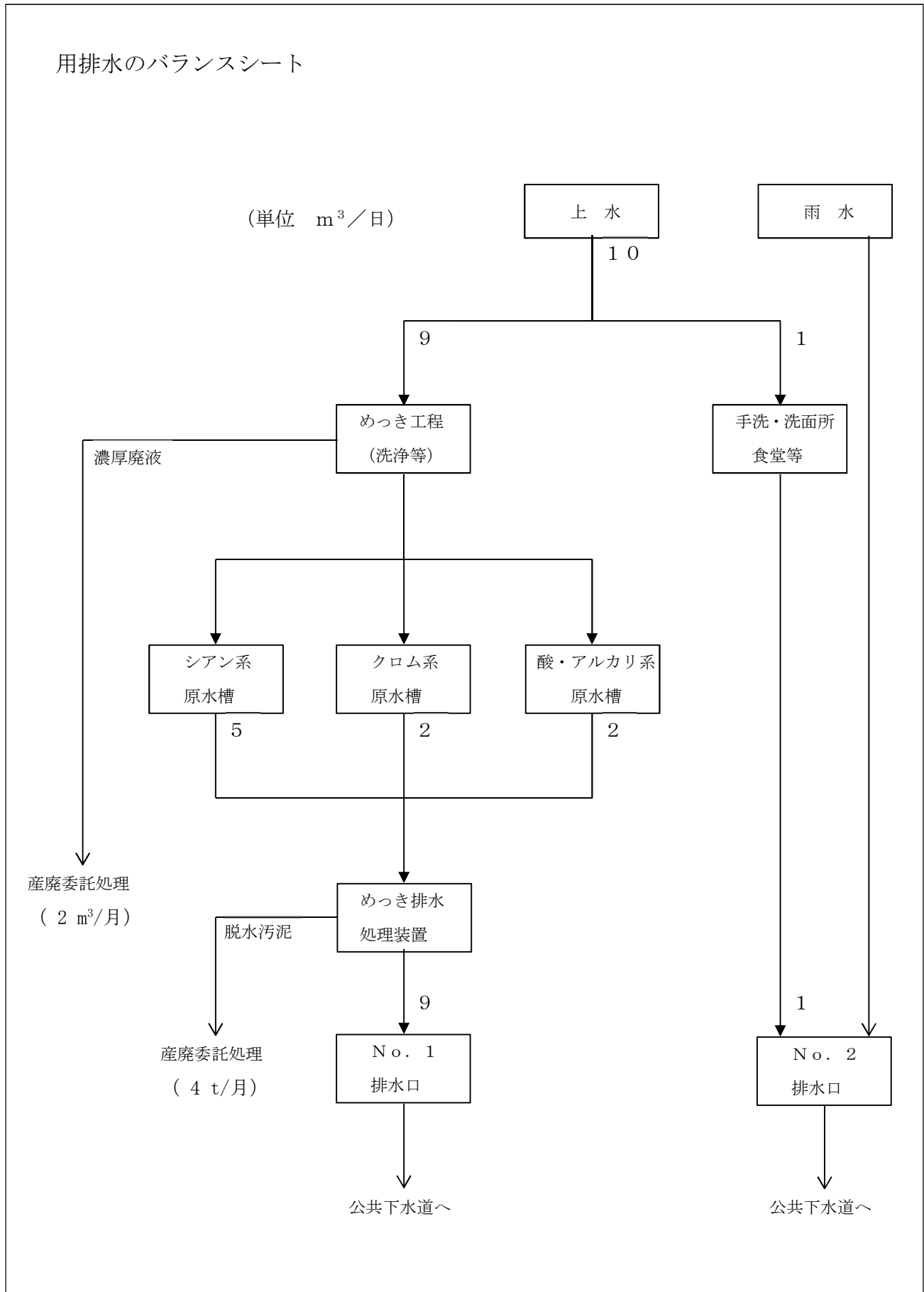
汚水の処理工程図（めっき排水処理フロー）



添付表－１ 特定施設を含む操業の系統の例



添付表－２ 用排水のバランスシートの例



(6)

様式第十

氏名変更等届出書

令和〇年 4月 1日

川崎市上下水道事業管理者 殿

申請者

住 所 川崎市川崎区宮本町4番地 電話番号 044-200-2113

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

川崎産業所 株式会社
代表取締役 川崎 四郎

代表者

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	川崎 二郎	※整理番号	
			※受理年月日	年 月 日
	変更後	川崎 四郎	※施設番号	
			※備考	
変更年月日		令和〇年 3月 15日		
変更の理由		人事異動のため (社長の交替)		

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記入上の注意

(1) 「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

(2) 「申請者の住所、電話、氏名」

① 法人の場合は、本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入してください。

③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

④ 法人の工場等において、その代表者を、法人の代表者から工場等の長等へ変更する場合、代表者は工場等の長等とし、法人の代表者から工場等の長等あての委任状を添付してください。

(3) 「氏名（名称、住所、所在地）」

変更該当しない個所を抹消してください。なお、文章上補足する必要がある場合、記入例のように字句を加えてください。

(4) 「変更の内容」

変更前後の内容を具体的に記入してください。

(5) 「変更年月日」

変更のあった年月日を記入してください。

(6) 「変更の理由」

具体的に、例えば、社長の交替等と記入してください。

※ 会社の分割、合併により法人番号の変更がある場合は、「氏名変更等届出書」ではなく、「承継届出書（P66）」をご提出ください。

(7)

様式第十一

特定施設使用廃止届出書

令和〇年 4月 1日

川崎市上下水道事業管理者 殿

申請者

住 所 川崎市川崎区宮本町 2 番地 電話番号 044-200-2112

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

川崎産業所 株式会社
代表取締役 川崎 一郎

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7 の規定により、次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	川崎産業所 株式会社 川崎工場	※整 理 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地	川崎市川崎区宮本町 3 番地	※受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類	6 6 電気めつき施設	※施 設 番 号	
特 定 施 設 の 設 置 場 所	添付図のとおり。	※備 考	
使 用 廃 止 の 年 月 日	令和〇年 3 月 1 5 日		
使 用 廃 止 の 理 由	廃業のため		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

記入上の注意

(1) 「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

(2) 「申請者の住所、電話、氏名」

① 法人の場合は、本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入してください。

③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

(3) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設を廃止しようとする事業場の名称及び所在地を記入してください。

(4) 「特定施設の種類」

水質汚濁防止法施行令別表第1(P10～14)及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2(P15)に掲げる特定施設番号及び施設名を記入してください。

(5) 「特定施設の設置場所」

廃止した特定施設の位置等を明示した図面を添付してください。

(6) 「使用廃止の年月日」

実際に特定施設の使用を廃止した年月日を記入してください。

(7) 「使用廃止の理由」

転業又は廃業等と具体的に記入してください。

(8)

様式第十二

承継届出書

令和〇年 4月 1日

川崎市上下水道事業管理者 殿

申請者

住 所 川崎市川崎区宮本町 6 番地 電話番号 044-200-2116

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

川崎産業所 株式会社
代表取締役 川崎 太郎

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称		川崎産業所 株式会社 川崎工場	※整 理 番 号	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地		川崎市川崎区宮本町 7 番地	※受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		6 5 酸又はアルカリによる 表面処理施設	※施 設 番 号	
特定施設の設置場所		添付図のとおり。	※備 考	
承 継 の 年 月 日		令和〇年 3 月 1 5 日		
被 承 継 者	氏名又は名称	株式会社 川崎		
	住 所	川崎市川崎区宮本町 8 番地		
承 継 の 原 因		借り受け		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

記入上の注意

(1) 「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

(2) 「申請者の住所、電話、氏名」

① 法人の場合は、本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入してください。

③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

(3) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

地位を承継した後の名称及び所在地を記入してください。

(4) 「特定施設の種類」

水質汚濁防止法施行令別表第1(P10～14)及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2(P15)に掲げる特定施設番号及び施設名を記入してください。

(5) 「特定施設の設置場所」

地位を承継した特定施設が設置されている場所について、特定施設配置図を添付してください。

(6) 「承継の年月日」

実際に特定施設を譲り受け、又は借り受けた年月日を記入してください。

(7) 「被承継者の氏名又は名称」・「住所」

特定施設の譲渡人又は貸与人の氏名又は名称及び住所を記入してください。

(8) 「承継の原因」

譲り受け、借り受け、合併等と具体的に記入してください。

(9)

除害施設新設・増設・改築計画確認申請書			
令和〇年 4月 1日			
(宛先) 川崎市上下水道事業管理者			
申請者 住 所		川崎市川崎区宮本町9番地	
商号又は名称		株式会社 川崎センター	
代 表 者 名		川崎 花子	
業 種		化学工業	電話 (200-2120)
次のとおり申請します。			
設 置 場 所 お よ び 使 用 者	川崎市川崎区宮本町9番地 株式会社 川崎センター 代表取締役 川崎 花子		
施 工 者	川崎市川崎区宮本町10番地 株式会社 川崎工事 代表取締役 川崎 一 資格 登録番号 第 号 電話(200-2121)		
施設名称 中和処理施設	排 水 内 容		
	項 目	単位	完了後
	1日排水量	m ³ /日	15
	温度	℃	
処理方法 中和処理	水素イオン濃度 PH		5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 BOD		mg/L
	浮遊物質 SS		mg/L
	ノルマルヘキサン	鉱油類	mg/L
担当者職氏名 製造課技術係長 川崎 太郎	抽出物質含有量	動植物油脂類	mg/L
	シアン含有量		mg/L
	クロム含有量		mg/L
系 統	ポンプ場		水処理センター
受 付	年 月 日	第 号	
確 認	年 月 日	第 号	

- 注1 太線の中だけ記入してください。
- 2 この申請書は、工事着手前に必ず提出してください。
- 3 除害施設の設置に関し、利害関係がある場合は、当該利害関係者の承諾を得てから申請してください。

記入上の注意

(1) 「新設・増設・改築計画」

該当事項以外は抹消してください。

(2) 「年月日」

申請する年月日を記入してください。

(3) 「申請者の住所、商号又は名称、代表者名、業種、電話」

届出を行う者の住所、事業場名（屋号）、代表者名、業種及び電話番号を記入してください。

(4) 「設置場所および使用者」

事業場の所在地、事業場名及びその代表者名を記入してください。

(5) 「施工者」

除害施設に係わる工事を行う施工業者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。

(6) 「排水内容」

排水量は当該除害施設からの日平均水量を、水質は処理後の推定値を記入してください。

(7) 「添付図書」

以下の項目について事業場排水調査票（P30）を記入し、必要に応じて添付書類を作成してください。

① 事業場の概要

② 除害施設の計画説明・維持管理計画

(10)

除 害 施 設 工 事 完 成 届	
令和〇年 4月 1日	
(宛先) 川崎市上下水道事業管理者	
住 所 川崎市川崎区宮本町9番地	
商号又は名称 株式会社 川崎センター	
代 表 者 名 川崎 花子	
次のとおり届け出ます。	
確 認 番 号	第 号
設 置 場 所	川崎市 川崎区 宮本町 丁目 9番 号
施 工 内 容	中和処理施設（自動連続式、鉄筋コンクリート耐酸仕上）
施 工 者	株式会社 川崎工事 代表取締役 川崎 一
着 手 年 月 日	令和〇年 3月 10日
完 成 年 月 日	令和〇年 3月 31日
完成検査報告書	
年 月 日	
検査員 職	氏名 ㊟
立会人 職	氏名 ㊟
上記工事について、 年 月 日検査をした結果、申請書のとおり完了したことを報告します。	
除害施設工事検査済証 番号	第 号

注1 太線の中だけ記入してください。

2 工事が完了した日から5日以内に提出してください。

記入上の注意

(1) 「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

(2) 「住所、商号又は名称、代表者名」

届出を行う者の住所、事業場名（屋号）、代表者名を記入してください。

(3) 「確認番号」

除害施設新設・増設・改築計画確認申請書の提出時に付与された確認番号を記入してください。

(4) 「設置場所」

事業場の所在地を記入してください。

(5) 「施工内容」

除害施設の工事等に係わる内容を記入してください。

(6) 「施工者」

除害施設に係わる工事を行った施工業者名及びその代表者名を記入してください。

(7) 「着手年月日」・「完成年月日」

当該工事の着手及び完了した年月日を記入してください。

(8) 「添付書類」

以下の書類を添付してください。

① 除害施設の完成写真

② 水質試験成績書（原水（処理前の汚水）、処理水）

工事の完了した日から5日以内の提出が困難な場合は、水質試験成績書のみ後日提出でも構いません。

※ 完成検査報告書以下の部分は記入しないでください。

(11)

除害施設等維持管理報告書

令和〇年 4月 15日

川崎市上下水道事業管理者 様

所在地 川崎市 川崎区 宮本町 1
 事業場名 〇〇工業株式会社 川崎工場
 代表者名 工場長 伊藤 三郎
 担当者名 工場管理課 伊藤 四郎
 電話番号 044-200-2111

除害施設の維持管理状況を次のとおり報告します。

1 報告の期間	令和〇年 1月 1日 ~ 令和〇年 3月 31日					
2 使用水量		上水	工水	地下水	他 ()	減量認定 水量
	1月	1,500 m ³	500 m ³	100 m ³	m ³	m ³
	2月	1,700 m ³	550 m ³	90 m ³	m ³	m ³
合計	3月	1,600 m ³	540 m ³	110 m ³	m ³	m ³
6,690 m ³	小 計	4,800 m ³	1,590 m ³	300 m ³	m ³	m ³
3 排水口別排除水量 (排水の種類)	No 1	No 2	No 3	No	No	
	(メッキ排水)	(冷却排水)	(し尿、食堂等 雑排水)	()	()	
合計	1,800 m ³	1,890 m ³	3,000 m ³	m ³	m ³	
4 除害施設処理水量 {除害施設名}	No	No	No	No	No	
	{メッキ排水 処理施設}	{ }	{ }	{ }	{ }	
合計	1,800 m ³	1,800 m ³	m ³	m ³	m ³	
5 操業状況	操業日数		除害施設運転日数			
	72 日		72 日 延べ 648 時間			

記入上の注意

(1) 「年月日」

報告を行う年月日を記入してください。

(2) 「所在地、事業場名、代表者名、担当者名、電話番号」

① 事業場の所在地を記入してください。

② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入してください。

③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

(3) 「報告の期間」

指定した期間の月始めから末日までを記入してください。

(4) 「使用水量」

給水の種類別に使用水量を記入してください。減量認定水量は、「排出汚水量減量認定」を受けている場合に、減量対象水量を記入してください。

(5) 「排水口別排除水量」

事業場の全ての排出口から排除した下水の量を記入してください。

(6) 「除害施設処理水量」

除害施設により処理した量を記入してください。

(7) 「操業日数」

事業場の操業日数で、休業日を除く延べ日数で記入してください。

(8) 「除害施設運転日数」

除害施設を稼働させた延べ日数で記入してください。

6 水質検査結果 計量証明書を添付してください。	項目 検査日	銅	亜鉛	全カドミウム	六価クロム	シアン	pH
	1月6日	0.05 以下	0.25	0.11	0.05 以下	0.11	7.9
	1月20日				〃	0.1 以下	7.5
	1月27日	0.05 以下	0.05 以下	0.05 以下	〃	〃	7.5
	2月11日	〃	〃	0.15	〃	〃	7.8
	2月25日				〃	〃	6.9
	3月8日	0.45	0.05 以下	0.05 以下	〃	〃	6.8
	3月22日				〃	0.18	7.1
7 6の水質検査が水質基準値を超えた原因等	①内容	なし					
	②原因						
	③講じた措置						
	④措置後の水質						
8 特定施設の使用により生じた廃棄物の種類と量	種 類	量	処分業者名		処分方法		
	めっき濃厚廃液	6 m ³	〇〇処理業		焼却		
9 污水处理に用いた薬品	種 類	量	種 類		量		
	次亜塩素酸ソーダ	900 kg	高分子凝集剤		900 L		
	重亜硫酸ソーダ	450 kg					
	苛性ソーダ	180 kg					
	硫酸	450 kg					
10 污水处理等により生じた廃棄物の種類と量	種 類	量	処分業者名		処分方法		
	汚泥	10 t	〇〇処理業		埋立		
11 その他	除害施設：脱水機（F-100型）の点検整備（2月1～3日）						

記入上の注意

(1) 「水質検査結果」

報告期間内に測定した水質を項目別に記入してください。なお、分析を委託した場合は、計量証明書の写しを添付してください。

(2) 「水質が基準値を超えた場合、その原因、講じた処置の内容、措置後の水質等」

水質が基準値以内の場合は「なし」と記入し、基準値の超過があった場合は原因及び措置等について記入してください。

(3) 「廃棄物の種類と量」

廃棄物の種類ごとに、委託処分の場合は、収集運搬業者及び処分業者の名称を記入してください。

(4) 「汚水処理に用いた薬品」

薬品の種類ごとに使用量を記入してください。

3 その他

(1) 除害施設の設置に伴う資金融資制度

(令和7年4月1日現在)

事業場で除害施設を設置するにあたって次のような制度があります。詳細は各担当機関にお問い合わせください。

表－10 除害施設の設置に伴う資金融資制度

制度名称等		お問い合わせ先
川崎市中小企業融資制度	小規模事業資金	川崎市経済労働局経営支援部金融課 電話 544－1846

他に神奈川県などにも資金融資制度がありますので、ご確認ください。

(2) わがまち特例による下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置

(令和8年3月31日まで)

公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設※の設置にあたっては固定資産税の軽減措置が適用される場合があります。詳細は下記の担当機関にお問い合わせください。

※下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用するものが設置した除害施設で総務省令で定めるもの。ただし、既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。

対象となる除害施設

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 沈澱又は浮上装置 | 4. 酸化又は還元装置 |
| 2. 油水分離装置 | 5. 凝集沈澱装置 |
| 3. 中和装置 | 6. イオン交換装置 |

お問い合わせ先：川崎市財政局税務部資産税管理課

電話 200－2223

参考資料 水質項目別の排出源と下水道への影響

水質項目	該当業種	排出源	下水道への影響	健康又は環境への影響
カドミウム及びその化合物	めっき業、 鉱山精錬所、 化学工業	シアン化カドミウムによる表面処理	下水処理場の生物処理に致命的障害をもたらす。汚泥に蓄積され、汚泥再利用等の支障となる。	人体に蓄積されやすく、食物連鎖を起こしてイタイタイ病等の慢性中毒症や、貧血、腎障害等を発生させる。
シアン化合物	鉄鋼業、 めっき業、 研究所	シアン化ソーダ	管きょ内作業員が死亡または中毒を起こす危険がある。下水処理場の生物処理に致命的障害をもたらす。	青酸カリ(KCN)に代表されるように毒性が強く、成人の経口致死量はシアン化水素で50～60mg/人といわれている。また微量でも水性生物に障害を与える。
有機燐化合物	化学工業、 農薬製造業	農薬	下水処理場の生物処理に致命的障害をもたらす。汚泥に蓄積され、汚泥再利用等の支障となる。	極めて毒性が強く、残留性が高い。農薬散布時に、皮膚からの吸収又は呼吸からの吸入によって中毒事故を起こした例が多い。
鉛及びその化合物	顔料塗料製造業、 ガラス製造業、 めっき業	ハンダめっき、 鉛顔料	汚泥に蓄積され、汚泥再利用等の支障となる。	微量でも一定量以上を連続して接種すると体内に蓄積されて貧血、神経障害等の慢性中毒を引き起こす。
六価クロム化合物	めっき業、 皮革工場、 サッカリン製造業	クロムめっき、 クロメート、 サッカリン触媒	管きょ内作業員の皮膚に炎症の危険がある。下水処理場の生物処理に致命的障害をもたらす。管きょを腐食する。	著しい毒性を示し、皮膚潰瘍、鼻中隔穿孔、肺ガン等の影響がある。強い酸化力を持つため、3価クロムに比べて100倍近い毒性を持つ。
砒素及びその化合物	農薬製造業、 顔料製造業、 ガラス製造業	農薬、 ガラスの脱色	下水処理場の生物処理に致命的障害をもたらす。汚泥に蓄積され、汚泥再利用等の支障となる。	著しい毒性を示し皮膚の色素沈着、下痢や便秘等の影響がある。砒素中毒による事故として「森永砒素ミルク事件」、「土呂久鉱山中毒」等がある。
アルキル水銀化合物	有機水銀剤合成工場	薬品（メチル水銀、エチル水銀）		アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器特に脳に蓄積して知覚障害、運動失調、視野狭窄等の中枢神経障害を引き起こす「水俣病」の要因とされている。水銀化合物は強い毒性を持つものがあり、興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響がみられる。アルキル水銀は無機水銀に比べて生物による濃縮率が高い。
水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	電解工業、 機器製造業、 研究所	蛍光灯、 体温計、 苛性ソーダ製造		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	古紙再生業、 清掃工場	古紙		脂肪組織への蓄積性が高く、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがある。また、胎盤透過性があり、胎児や乳児にも障害が及ぶとされている。「カネミ油症事件」の発生原因でもある。
トリクロロエチレン	機械・金属工業、 電子工業	脱脂洗浄	悪臭が発生する。下水道施設内で揮散し、管きょ内や処理場での作業環境を悪化させる。	人体に有害で、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。地下水汚染の進行が懸念されている。
テトラクロロエチレン	機械・金属工業、 洗濯業	脱脂洗浄、 ドライクリーニング		
ジクロロメタン	機械・金属工業、 電子工業	洗浄剤、 溶剤		人体に有害で、麻酔作用、中枢神経障害が知られている。地下水汚染の進行が懸念されている。
四塩化炭素	化学工業	フルオロカーボン類原料、溶剤		人体に有害で、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。

水質項目	該当業種	排出源	下水道への影響	健康又は環境への影響
1,2-ジクロロエタン		塩ビモノマー原料、樹脂原料	悪臭が発生する。下水道施設内で揮散し、管きょ内や処理場での作業環境を悪化させる。	人体に有害で、肝障害、腎障害が知られている。
1,1-ジクロロエチレン		塩化ビニリデン樹脂原料		人体に有害で、麻酔作用が知られている。
シス-1,2-ジクロロエチレン		溶剤、染料抽出剤		
1,1,1-トリクロロエタン	機械・金属工業、洗濯業	金属洗浄剤、ドライクリーニング		人体に有害で、中枢神経障害が知られている。
1,1,2-トリクロロエタン	化学工業	1,1-ジクロロエチレンの製造原料		人体に有害で、肝障害、中枢神経障害が知られている。
1,3-ジクロロプロペン	農薬製造業	土壌線虫専用の殺虫剤	下水処理場の処理機能を低下させる。	地下水汚染の進行が懸念されている。
テトラメチルチアウムジスルフィド(チラウム)		農業(殺菌剤)、ゴム製造添加剤		分解が早いので環境中での寿命は短いといわれている。
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(シマジソン)		除草剤		環境中での残留性が高いといわれている。
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)		水田除草剤		環境中での残留性はやや高いといわれている。
ベンゼン	化学工業	化学品合成原料、溶剤	下水道施設内で揮散し、管きょ内や処理場での作業環境を悪化させる。	人体に有害で、白血病、再生不良性貧血等の原因となる。
セレン及びその化合物	電気機械製造業、ガラス製造業	セラミック、光電池	下水処理場の処理機能を低下させる。汚泥に蓄積され、汚泥再利用等の支障となる。	生体必須元素の一つであるが、多量に接種すると中毒症状を示す。急性中毒としては、粘膜刺激、頭痛等、慢性中毒としては、胃腸障害、神経障害等が知られている。
ふっ素及びその化合物	めっき業、金属製品製造業、鉄鋼業	弗酸によるステンレスの表面処理、ステンレス鋼製造	下水処理場の処理機能を低下させる。	中枢神経障害が知られており、発育期の小児に班状菌が発症したり骨の病気が現れる。
ほう素及びその化合物	鉱業、石炭火力発電所、釉薬製造業	電気めっきの緩衝剤・めっき液、釉薬製造		中枢神経障害が知られており、高濃度の摂取で嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気が生ずる。

水質項目	該当業種	排出源	下水道への影響	健康又は環境への影響
1,4-ジオキサン	化学工業、医薬品製造業、繊維工業	有機合成反応溶剤、化学反応・界面活性剤生成の副生成物	通常の処理では除去が困難。	眼、鼻、咽頭への刺激性が知られている。急性中毒として脳、肝臓、腎臓の障害が知られている。
ダイオキシン類	パルプ製造業、廃棄物処理業、清掃工場	パルプ製造漂白施設、焼却炉	下水処理場の生物処理に致命的障害をもたらす。	残留性、蓄積性が高く、肝臓代謝障害、発ガン性、性ホルモン代謝への影響、さらに強い急性毒性がある。
温度	染色業、化学工業、洗濯業	温水	下水中の有機物の分解を促進し、悪臭の原因となる。酸性排水との相互作用により鉄材、コンクリート材の腐食を増大する。	棲息する生物に悪影響を及ぼし生態系の変動が起こる。
水素イオン濃度 (PH)	金属製品製造業、めっき業、化学工業	塩酸・硫酸・苛性ソーダ等による表面処理	金属、コンクリート材をひどく腐食し施設の損傷が大きい。下水処理場の処理機能を低下させる。	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	食料品製造業、化学工業、パルプ製造業	アミノ酸、アルコール、飼料、食品かす又は有機物	管きよを閉塞させ、悪臭や有害ガスの発生の原因となる。処理場に大きな負荷を与え処理水質を悪化させる。	多量に存在すると水中の溶存酸素を消費するため、嫌氣的腐敗が始まり生物が生存出来なくなる。
浮遊物質 (SS)	食品加工業、食料品製造業、繊維工業	排水中に混入する有機無機性粒子	管きよを閉塞させ、悪臭や有害ガスの発生の原因となる。汚泥量を増大させる。	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類・動植物油脂類)	ガソリンスタンド、車両整備業、金属製品製造業、食品加工業	洗車、金属脱脂、食器洗浄	悪臭の原因であり、管きよに付着し閉そくを招く。下水処理場の処理機能を低下させる。	水面を覆い美観をそこなうとともに臭気が上がる。引火点の低いものは火災の危険がある。水中への酸素の溶解を阻害する。
窒素含有量	畜産農業 食料品製造業、化学工業、金属製品製造業	硝酸による表面処理、酸洗	多量に流入すると、通常の処理では除去が困難になる。	富栄養化のため、プランクトン類の異常増殖を促し、アオコ・赤潮等を発生させる。
燐含有量		燐酸塩による表面処理		
沃素消費量	ゴム製造業、皮革製造業、鉄鋼業	重油燃焼によるSO _x 湿式洗浄施設	溶存酸素を消費し下水処理場の処理機能を低下させる。還元性硫化物は、下水道施設を腐食させる。	水中の酸素を消費し、また多くの金属の腐食の原因となる。
フェノール類	石油ガス工業、化学工業、医薬品製造業	石炭ガス製造工程のガス液、クレゾール(薬品)等	悪臭が発生する。特に塩素化合物が存在すると下水処理場の処理機能を低下させる。	人体に有害で、接触性皮膚炎、吸入による中枢神経障害、肝障害、腎障害等が知られている。悪臭を生じさせる。
銅及びその化合物	めっき業、金属製品製造業、合成繊維製造業	銅めっき	下水処理場の処理機能を低下させる。汚泥に蓄積され、汚泥再利用等の支障となる。	生体必須元素であるが、多量に接種すると慢性中毒を起こす。植物にとって毒性が強い。
亜鉛及びその化合物	めっき業、印刷業、合成繊維製造業	亜鉛めっき、亜鉛板、ビスコース		生体必須元素であるが、多量に接種すると呼吸器や消化器障害を起こす。

水質項目	該当業種	排出源	下水道への影響	健康又は環境への影響
鉄及びその化合物 (溶解性)	鉄鋼業、 金属製品製造業、 化学工業、 窯業	鉄鋼の酸洗い工程、 湿式集じん装置	多量に流入すると、管きよの閉そくや下水処理場の散気板の閉そくを起こす。処理水を着色することがある。	生理学的に有害度の高いものではないが、水に着色や濁り、臭味等を与える。
マンガン 及びその化合物 (溶解性)	マンガン電池製造業、 試薬製造業	フェロマンガン、マンガン電池	下水道には多量に流入した例はなく、鉄と同じような影響が考えられる。	生体必須元素であるが、多量に接種すると神経障害を中心とする慢性中毒を起こす。水に着色や臭味を与える。
クロム及びその化合物	めっき業、 皮革工業、 金属製品製造業	クロムめっき、 皮なめし、 冷却水腐食防止剤	下水処理場の処理機能を低下させる。汚泥に蓄積され、汚泥再利用等の支障となる。	人体に対し毒性を示し、消化器官や皮膚を冒す。
ニッケル 及びその化合物	めっき業、 金属製品製造業	ニッケルめっき、 磷酸ニッケルによる表面処理	下水処理場の処理機能を低下させる。汚泥に蓄積され、汚泥再利用等の支障となる。	生体必須元素であるが、暴露により接触性皮膚炎の原因となる。植物にとって毒性が強いといわれている。

事業場下水の手引

発行：川崎市上下水道局下水道部下水道水質課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2878 ファクス 044-200-3980

川崎市上下水道局 ウェブサイト

<https://www.city.kawasaki.jp/800/>



届出用紙ダウンロード

<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000135689.html>

トップページ＞事業者の方へ＞工場事業場の排水について＞届出について

